

令和5年8月31日

議会改革等に関する協議事項（議長提案）

1 調布市議会基本条例の確認について

調布市議会では、平成23年9月に設置した調布市議会改革検討代表者会議における協議を経て、平成25年3月27日、全議員の共同提案により、調布市議会基本条例を制定した。

基本条例は、調布市議会が二元代表制のもと、地方自治体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を「市民に分かりやすく開かれた議会」とし、その実現のための方向性について定めたものである。

条例制定後10年が経過したことから議会基本条例制定の目的、基本理念等を現議員で改めて確認する。

2 これまでの取組を踏まえた議会基本条例の検証について

基本条例制定後には、継続協議となった議会改革に努め、インターネット中継の拡大や、議会報告会の開催、政治倫理に関する規準や、議会長期欠席時における議員報酬等の減額に関する規定の整備などを行ってきた。

平成30年9月から平成31年1月にかけて議会運営委員会において議会基本条例の検証について報告書としてまとめた。

その後、常任委員会の所管事務調査実施方法の決定や、タブレット端末を導入したICT活用の推進については議会運営委員会での協議を経て実施したが、その他の課題についてはコロナ禍により、優先的に協議すべき事項が変更になったこと等により協議ができなかった。

よって、新しい議会において、検証報告書の課題を改めて整理・確認し、検証と改革を進めたい。

また、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会の役割、議員の職務等の明確化が行われたところである。これらの改正内容も含め、議会基本条例を改正する必要がある場合は、第24条に基づく見直しをあわせ検討する。

3 議会報告会の在り方及び広聴について

議会報告会については、基本条例制定以降、令和4年まで延べ15回（第11回は中止）実施してきた。

令和元年の第10回議会報告会後に議会報告実行委員会を複数回開催し、今後の議会報告会の在り方について協議を行った。

これまでの間、対面での報告会は実施できなかったが、協議の結果、代替措置

として市議会だよりの活用，オンラインでの配信による開催など，報告の場は確保したが，令和２年の幹事長会議において決定された，今後の議会報告会の方向性については幹事長会議の協議事項とすることについては，コロナ禍となり，協議は中断している。

ここで，新議会が始まり，コロナ感染症も法律上の位置付けが５類に引き下がったことから，今後の議会報告会の在り方や，開催方法については議会報告会を執り行う新しい「市民への議会報告実行委員会」での体制で，改めて協議いただき，「市民に分かりやすく開かれた議会」の実現を目指す。

令和5年9月20日

議会改革等に関する協議事項（議長提案）

1 調布市議会基本条例の確認について

調布市議会では、平成23年9月に設置した調布市議会改革検討代表者会議における協議を経て、平成25年3月27日、全議員の共同提案により、調布市議会基本条例を制定した。

基本条例は、調布市議会が二元代表制のもと、地方自治体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を「市民に分かりやすく開かれた議会」とし、その実現のための方向性について定めたものである。

条例制定後10年が経過したことから議会基本条例制定の目的、基本理念等を現議員で改めて確認する。

2 これまでの取組を踏まえた議会基本条例の検証について

基本条例制定後には、継続協議となった議会改革に努め、インターネット中継の拡大や、議会報告会の開催、政治倫理に関する規準や、議会長期欠席時における議員報酬等の減額に関する規定の整備などを行ってきた。

平成30年9月から平成31年1月にかけて議会運営委員会において議会基本条例の検証について報告書としてまとめた。

その後、常任委員会の所管事務調査実施方法の決定や、タブレット端末を導入したICT活用の推進については議会運営委員会での協議を経て実施したが、その他の課題についてはコロナ禍により、優先的に協議すべき事項が変更になったこと等により協議ができなかった。

よって、新しい議会において、検証報告書の課題を改めて整理・確認し、検証と改革を進めたい。

また、令和5年に地方自治法が改正され、地方議会の役割、議員の職務等の明確化が行われたところである。これらの改正内容も含め、議会基本条例を改正する必要がある場合は、第24条に基づく見直しをあわせ検討する。

調布市議会基本条例について

令和 5 年10月 3 日
午後 1 時30分
全員協議会室

条例制定の背景

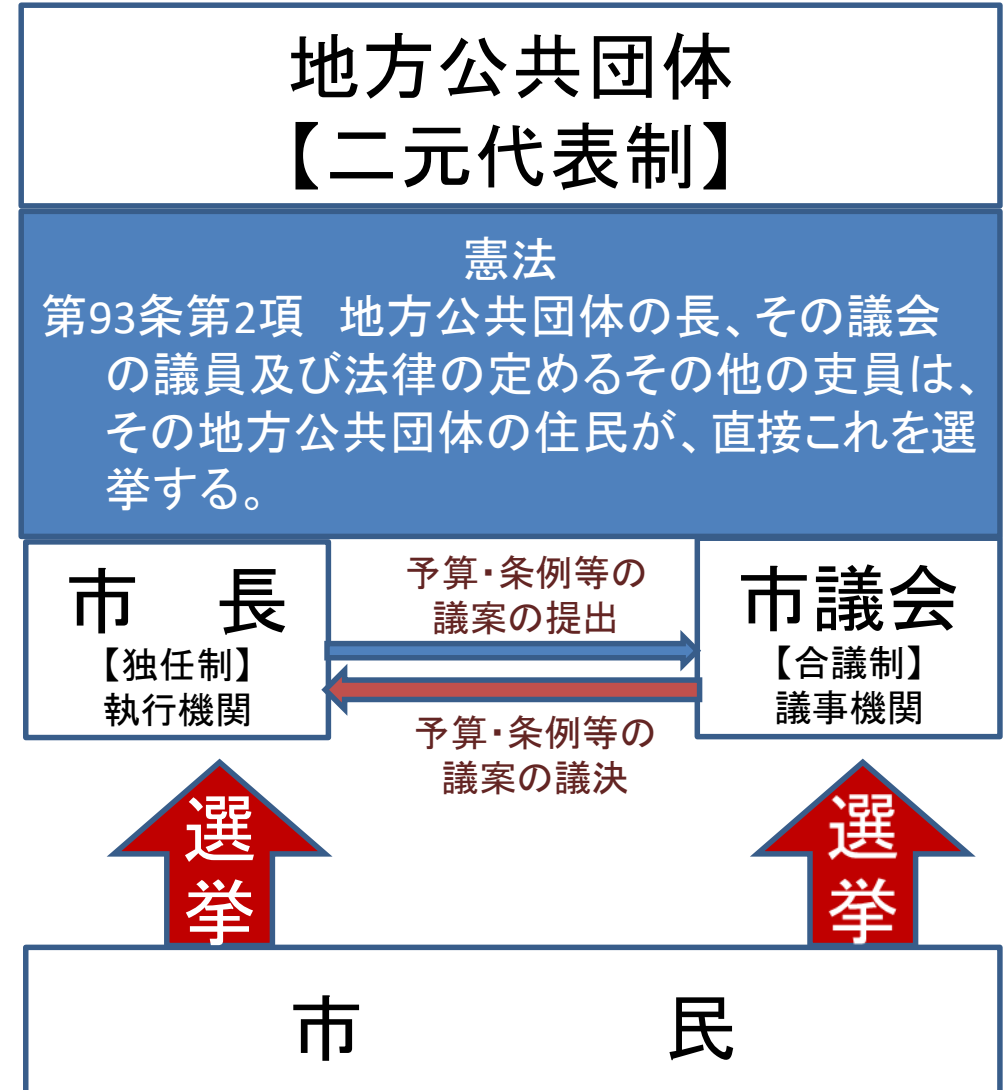
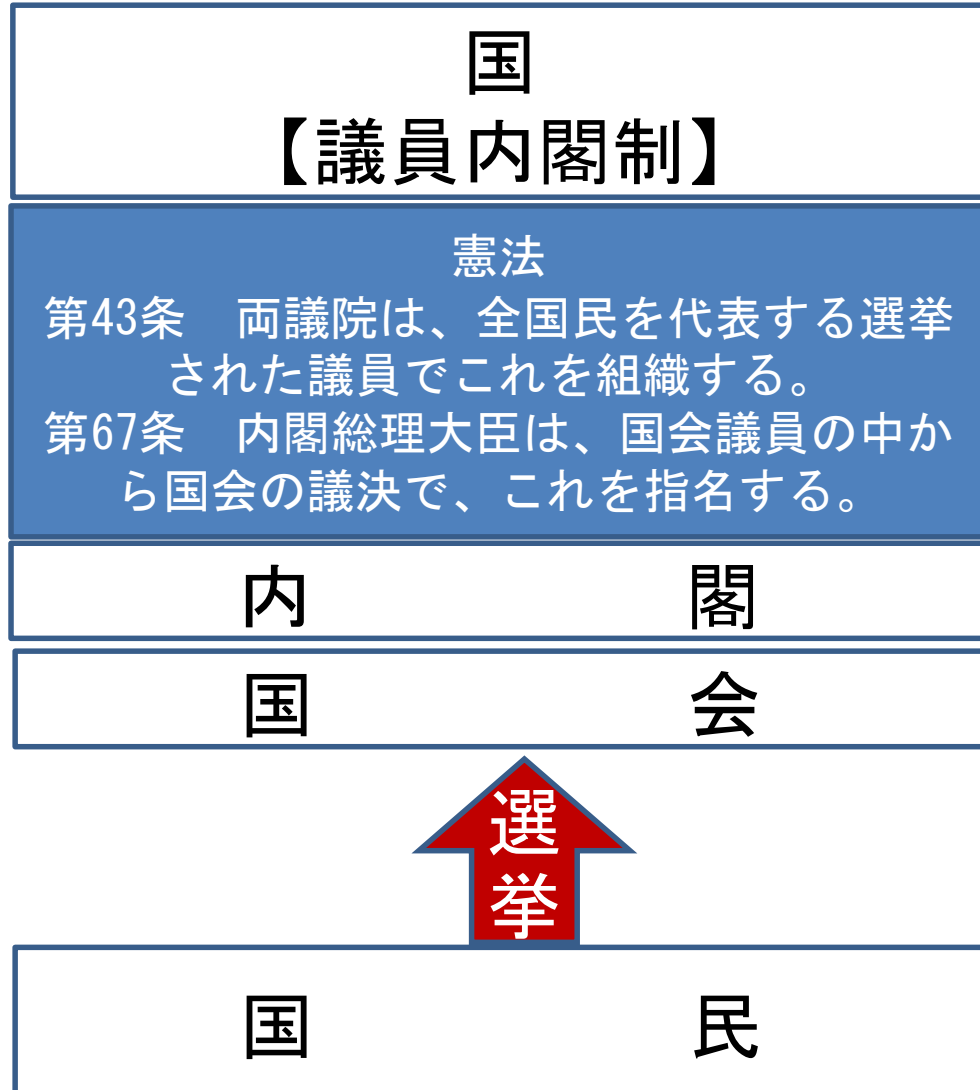
地方分権改革の歴史

1993年（平成5年）地方分権の推進に関する国会決議

第一次地方分権改革	国と地方の関係を 「上下・主従」から「対等・協力」へ 機関委任事務 ⇒ 法定受託事務 団体事務 自治事務	1993(H5)
	第1次(H11)地方分権一括法(H12から施行)	1999(H11)
第二次地方分権改革	国主導による委員会勧告方式 ・事務・権限の移譲 ・義務付け・枠付けの見直し	2006(H18)
	第2次(H23)・～第4次(H26)地方分権一括法	2014(H26)
	提案募集方式の導入 地方の発意と多様性を重視	2014(H26)
	第5次(H27)～第13次(R5)地方分権一括法	

三十年にわたる協議

日本の政治制度



地方分権の時代を迎え、新たに**議会**に求められる機能

- ① 政策の立案や政策提言を行う機関
- ② 継続した改革・改善の取組



「市民に開かれ、信頼される議会」となるため
議会基本条例を制定

条例制定までの検討経過

平成23年9月 議会改革検討代表者会議を設置

- 構成：議長、副議長、議会運営委員長及び各会派の代表者
- 任期：平成25年5月31日
- 各会派からの提案（127項目）
- 議会改革事項の協議を積み重ね、方向性を集約する中で、議会の基本理念や議会運営の基本事項等を整理し、条例（案）として整理

条文

調布市議会基本条例

前文

市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下，市民の代表として選ばれている議員と市長は，それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり，市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが，**市民の代表機関としては対等な関係**にあります。**市議会は合議制の機関として，市長は独任制の機関として**，それぞれ異なる特性を生かして，市民の意思を市政に的確に反映させるために，競い合い，協力し合いながら，**調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命**が課せられています。

また，近年の地方分権の進展により，地方自治体の自己決定権は拡大され，市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。**市議会は，市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに，議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められています**。そのため，市議会は，市民に分かりやすく開かれた議会運営の下，市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに，市民との対話等を通じて意見を正しくくみ取り，調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民と共有し，持続可能で自律したまちづくりを進め，市議会の使命を果たすため，この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、調布市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

（市民）

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

（市民参加）

第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。

- （1）議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。
- （2）第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。

（基本理念）

第4条 議会は、地方自治体の議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を**市民に分かりやすく開かれた議会**とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則(1)

(議会の使命及び活動原則)

第5条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

(議員の使命及び活動原則)

第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則(2)

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案，決定，提言等に関し，会派間の調整を行い，議会における合意形成に努めなければなりません。

3 議員は，1人の場合においても会派として届け出ることができます。

第3章 市民と議会の関係

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。

2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第109条に規定する委員会(以下「委員会」といいます。)及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。

3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。

5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。

第4章 市長等と議会の関係(1)

(緊張関係の保持)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、**緊張感ある関係を保持**します。

(市長等への質問と議論の充実)

第10条 議員は、市長等に対して**一般質問**を行う場合、**一括質問の方式又は一問一答の方式**により行うことができます。

2 **市長等**は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、**質問の趣旨を確認することができます**。

3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に所属する議員は、**代表質問**を行うことができます。

4 前項に規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員は、**質問**を行うことができます。

5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

第4章 市長等と議会の関係(2)

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、法第96条第2項の規定により、調布市のまちの将来像を示す**基本構想の策定又は変更を議会の議決すべき事件**とします。

(災害時支援)

第12条 議長は、調布市災害対策本部条例(昭和38年調布市条例第35号)に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、**調布市議会災害対策支援本部を設置**することができます。

第5章 議会機能の強化(1)

(政策の立案及び提言)

第13条 議会は、**条例の制定・改廃，議案の修正，決議等**を通じて市長等に対し、**政策の立案及び提言を行うもの**とします。

2 議会は、必要があると認めたときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査，研究等を行うため、**政策研究会**を設けることができるものとします。

3 政策研究会の組織及び運営については、議長が別に定めます。

(自由討議)

第14条 議会は、議案等の審議，審査又は調査において、**議員相互の自由な討議**により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとします。

第5章 議会機能の強化(2)

(委員会活動)

第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、**所管する事務等の調査権を積極的に活用**するものとします。

2 委員会は、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。

3 前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定めます。

※委員会条例

第5章 議会機能の強化(3)

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、**議員研修の充実を図るもの**とします。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めたときは、議決により、**学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置**し、議会の討議に反映させるよう努めます。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 議会事務局体制

(議会事務局体制)

第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、**議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るもの**とします。

2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとします。

3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。

※調布市議会事務局設置条例

※調布市議会事務局処務規程

※調布市議会事務局職員職名規程

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。

※調布市議会議員の政治倫理に関する規準等を定める規程

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途を公開し、説明責任を果たさなければなりません。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費については、別に定めます。

※調布市議会政務活動費の交付に関する条例

※調布市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

※調布市議会政務活動費の経理事務取扱要綱

※調布市議会政務活動の委任及び委任に伴う政務活動費の取扱いに関する要綱

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議会は、**議員の定数の改定に当たっては**、第5条第1項に規定する**議会の使命を果たすことを基本とし**、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、**参考人制度及び公聴会制度を活用するもの**とします。

2 議員の定数は、別に定めます。

※調布市議会議員定数条例

(議員報酬)

第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例(昭和39年調布市条例第32号)第2条に規定する**審議会の意見を反映するほか**、**市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するもの**とします。

2 前項に規定するもののほか、議員の報酬については、別に定めます。

※調布市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

※調布市議会議員の議員報酬等の減額に関する条例

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、**議会の基本となる条例**であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、**この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。**

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、**必要があると認めたときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるもの**とします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の
廃止)

2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例
(平成24年調布市条例第23号)は、廃止します。

ご清聴ありがとうございました。

調布市議会基本条例検証報告書（平成31年2月発行）における課題等一覧表

令和5年10月10日議会運営委員会資料

調布市議会基本条例検証報告書のとり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
第1章 総則 （目的） 第1条 この条例は、調布市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。	※定義のため評価対象としない ○議会基本条例の制定（25年3月27日）					
（市民） 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。	※定義のため評価対象としない					
（市民参加） 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 （1）議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 （2）第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。	一部できている	第1項のアンケート調査等については、市民意識調査の中で広報活動等の認知度を確認しているものの十分とは言えない。今後は、議会として主権者教育や18歳選挙権も意識し、若年層の意見を聴取する手法（出前議会報告会、アンケート実施など）の検討が必要。	（1）アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 （2）議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。（R5）	・市民が意見を述べるアンケート調査方法。 ・若年層の意見聴取なども含めた広聴の在り方。	—	—
（基本理念） 第4条 議会は、地方自治体の議事機関として、市民の意見を市政に反映させるため、議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし、その実現に向け、議会活動の情報公開、市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに、公平かつ公正な議論を尽くし、自律した地方自治の確立を目指します。	※第5条等で評価					
第2章 議会と議員の使命及び活動原則 （議会の使命及び活動原則） 第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 （1）議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 （2）意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 （3）議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。	一部できている	第2項第2号の意思決定における論点・争点の明確化については、左記の上程時質疑の時間制限に関することや、継続案件であった予算・決算特別委員会の設置について等、市長への質疑の機会の確保について課題が出された。 ※左記の内容 監理団体の経営状況についての質疑を含め、上程時質疑の時間制限を撤廃する等。	・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。（R4.3定） ・上程時質疑の時間実績制限時間比 令和元年6月～5年1定平均（66.6%） ・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。（R5.8.10） ・議会運営におけるICT活用。（ペーパーレスと情報共有の迅速化）	・一般会計予算及び決算についての総括質疑について引き続き検討。（R5.3定では実施しないことを決定）（R5.8.10） ・一般会計予算・決算特別委員会の設置について引き続き検討。 ・オンラインの方法による委員会の開催等。	オンライン会議には例規の改正、システム改修等のための予算措置が必要。	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について（R2.4.30） ・Q & A（R2.7.6） ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について（R5.7.3）

調布市議会基本条例検証報告書のとおり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
（議員の使命及び活動原則） 第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。 2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 （1） 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ります。 （2） 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。 （3） 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。	一部できている	第2項第1号の不断の研さんでは、各会派における視察や研修への参加、また、委員会における勉強会の開催等の取り組みが進められている。今後は、その成果の共有や第3号の説明責任を果たすために、視察報告のホームページへの公開などの検討が必要。	—	—	—	—
（会派） 第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、議会における合意形成に努めなければなりません。 3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。	※定義のため評価対象としない					
第3章 市民と議会の関係 （広報広聴機能の充実） 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。	概ねできている。	常任・特別委員会等のインターネット中継の実施など、取り組みを進めている。第1項の多様な広報手段では、調布FMやJ：COMへの出演、第5項の陳情等の提出者説明について左記課題等が出されたが、全体的にはそれぞれ、一定の取り組みが図られている。 ※左記課題等 請願及び陳情者説明の時間制限を緩和し、議事録を作成する。	3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。（R5） 【第3条第2項を再掲】 5 請願・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議会を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。（R2.5.22議運決定、R2.11.5先例・申し合わせ事項） ・非公式のため議事録の作成及びネット中継なし。	・陳情者説明の在り方について検討する。 (1) 説明時間 (2) 記録方法 (3) 人数	—	—
第4章 市長等と議会の関係 （緊張関係の保持） 第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。	その他	市長等との立場と権能の違いを踏まえた関係を保持する観点から、法令で就任の義務付けがない市長の附属機関の委員については、選任をしないこととしてきたが、議会として十分な情報が得にくいことや意見を伝える機会について等、その検証が必要。	—	—	—	—

調布市議会基本条例検証報告書のとおり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
（市長等への質問と議論の充実） 第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。 2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。 3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に所属する議員は、代表質問を行うことができますものとしします。 4 前項に規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員は、質問を行うことができますものとしします。 5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。	一部できている	第1項の一般質問では、各議員は、条文の規程による質問と議論の充実を図っているが、わかりやすい通告や具体的な記載等、また、スクリーンを使用した際の議事録との関係などの課題もある。第2項の質問趣旨の確認については、過去の協議の経過も踏まえ、反問権等の課題が出された。	—	—	—	—
（議決事件の拡大） 第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、法第96条第2項の規定により、調布市のまちの将来像を示す基本構想の策定又は変更を議会の議決すべき事件とします。						
（災害時支援） 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。	概ねできている	支援本部設置等議会の独自訓練を毎年2回行っているが、議員は災害時、地域での活動も想定されるため、その際の情報の集約・活用等や被災地への募金活動のあり方など、議会としての支援方法の検証の必要性についてなど、意見が出された。	・令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 ・タブレット端末を導入。（災害時でも迅速な情報共有が可能） ・タブレット端末を使用した訓練の実施。 ・机上訓練の実施。 ・市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。	・災害発生時の行動マニュアルの作成について検討。 ・災害時のタブレット端末の活用方法について検討する。	—	地方自治法改正（R4） 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。
第5章 議会機能の強化 （政策の立案及び提言） 第13条 議会は、条例の制定・改廃、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策の立案及び提言を行うものとしします。 2 議会は、必要があると認めたときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査、研究等を行うため、政策研究会を設けることができるものとしします。 3 政策研究会の組織及び運営については、議長が別に定めます。	一部できている	予算の修正動議や東京都に対する決議等を行っているが、第2項の政策研究会については、設置していない。特別委員会や各常任委員会における所管事項との関係性の整理や実際の運用方法・内容等を予め定めておくことの必要性についてなど、今後の課題とする意見が出された。	—	—	—	—
（自由討議） 第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとしします。	一部できている	委員会での自由討議により、活発な議論の展開につなげていくことは必要。自由討議をより積極的に行うためには、委員長の采配、技量によるところも大きく、委員長のリーダーシップ等により、自由討議をしやすい環境をつくっていくことの重要性について意見が出された。	—	—	—	—

調布市議会基本条例検証報告書のとおり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
（委員会活動） 第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管する事務等の調査権を積極的に活用するものとします。 2 委員会は、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとします。 3 前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定めます。	一部できている	委員会へ送付された資料等をホームページ上にも公開することの必要性について意見が出されたが、送付資料をデータ化する作業や範囲等の課題もある。市ホームページの行政情報（該当箇所）にリンクさせる等、その検証が必要。	—	—	—	—
（議員研修の充実） 第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとします。	概ねできている	【今後の課題等】 会派からの提案等を踏まえ、年1回以上の研修や必要に応じて勉強会を開催するなどの取り組みを進めている。今後、年度における研修テーマの設定や研修計画の必要性について意見が出された。	—	—	—	—
（調査機関の設置） 第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めたときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。	その他	現状、調査機関を設置した事例はないが、議決により設置する機関であること等を踏まえ、設置の際には、議会としての十分な検証が必要などの意見が出された。	—	—	—	—
第6章 議会事務局体制 （議会事務局体制） 第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るものとします。 2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとします。 3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう求めることができます。	一部できている	事務局体制では、市議会議長会事務等の増加分について、その業務量に応じて人員が確保されている。第1項の調査、政策法務その他の機能の充実については、法務担当職員の配置や調査機能の充実を図ることについて意見が出された。	—	—	—	—
第7章 政治倫理 （政治倫理） 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。	一部できている	現況の社会状況等も踏まえ、ハラスメントに関する十分な認識等が重要であり、政治倫理に関する規準等を定める規則については、見直し等の検討も必要などの意見が出された。	・平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。（R5.3.31） ・規則制定後の研修等については未実施。 ・近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規準等に関する規則を改めて全議員に周知した。	・議員の請負についての例規整備の検討。 ・議員関係私企業、兼業、請負状況の確認を毎年6月1日現在で行うことを検討する。 ・SNS等による情報発信について。	—	地方自治法改正（R4） 請負の定義の明確化・緩和（R5） 議会の位置付け・議員の職務の明文化「住民の負託」

調布市議会基本条例検証報告書のとおり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
第8章 政務活動費 （政務活動費） 第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとし、ます。 2 会派又は議員は、政務活動費の使途を公開し、説明責任を果たさなければなりません。 3 前2項に規定するもののほか、政務活動費については、別に定めます。	概ねできている	使途は適正であり、領収書をホームページで公開するなど情報の公開も進めているが、書籍の購入等について市民からの意見等もある。今後、議会報告会等で市民に説明する場を設けることや全議員を対象とした研修等の必要性について意見が出された。	—	—	—	—
第9章 議員定数及び議員報酬 （議員定数） 第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条第1項に規定する議会の使命を果たすことを基本とし、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとし、ます。 2 議員の定数は、別に定めます。	概ねできている	近隣市と比べ議員1人当たりの市民の数は多く、人口も増加している状況にある。定数を減らす議論だけでなく、現在の定数が適正なのかの検討も必要などの意見が出された。	—	—	—	—
（議員報酬） 第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとし、ます。 2 前項に規定するもののほか、議員の報酬については、別に定めます。	一部できている	若い世代を含め魅力ある仕事として議員を目指し、また、続けていくことにつながる報酬等を考えていくためにも、今後、報酬等審議会等も含め議論をしていくことの必要性について意見が出された。	—	—	—	—
第10章 条例の位置付け及び見直し手続 （条例の位置付け） 第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。	※定義のため評価対象としない					

調布市議会基本条例検証報告書のとおり			調布市議会基本条例検証報告書策定以降の取組と課題			
条文等	評価	今後の課題等	取組等	課題等	その他	地方自治法改正等
(見直し手続) 第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。	概ねできている	条例の見直しについては、現状の規定に対してその時期を定めるべき等の意見があったほか、先例・申し合わせについても基本条例との整合性の検証の必要性について意見が出された。	—	—	—	—
附則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行します。 (調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の廃止) 2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例（平成24年調布市条例第23号）は、廃止します。						

その他			調布市議会女性議員比率 R5 11/28 (39.3%) R1 9/28 (32.1%) H27 10/28 (35.7%) 女性議員役職比率 正副議長・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会 R5 6/16 (37.5%) 広報・議会報告実行委員会 R5 2/4 (50%) 計 8/20 (40%)			政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正(R3) ・政党その他の政治団体の取組の促進(第4条) ・関係機関の明示(第2条第4項) 地方公共団体の議会 ・国・地方公共団体の責務等の強化(第3条等)
-----	--	--	--	--	--	---

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等 会派名【 】

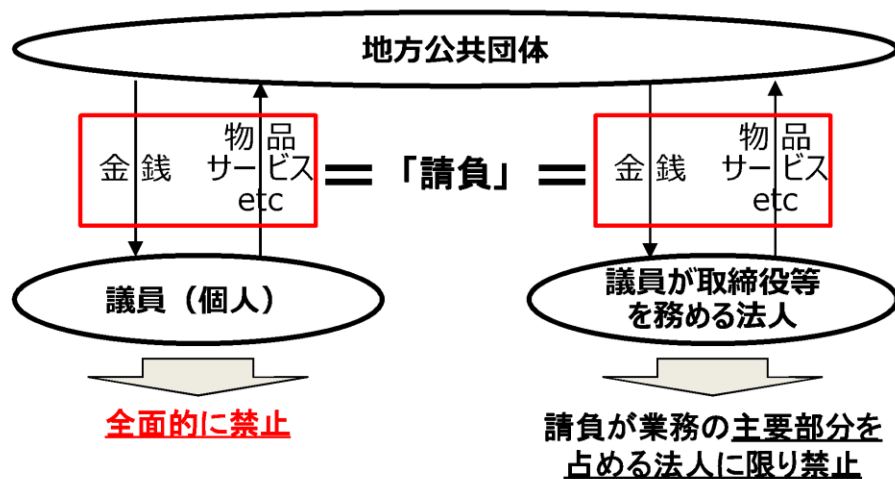
令和5年11月13日議会運営委員会資料

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など (自由記述)
(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。	(1) アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 (2) 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。(R5)		
第3章 市民と議会の関係 (広報広聴機能の充実) 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。	3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。(R5) 【第3条第2項を再掲】 5 請願・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議会を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。(R2.5.22議運決定、R2.11.5先例・申し合わせ事項) ・非公式のため議事録の作成及びネット中継なし。	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&A (R4.6.10) ○オンラインによる方法で、参考人制度による意見聴取を行うことは可能	

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など (自由記述)
第2章 議会と議員の使命及び活動原則 (議会の使命及び活動原則) 第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。	・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。(R4. 3定) ・上程時質疑の時間実績 制限時間比 令和元年6月～5年1定 平均 (66.6%) ・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。(R5. 8. 10) ・議会運営における I C T 活用。(ペーパーレスと情報共有の迅速化)	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について (R2. 4. 30) ・Q & A (R2. 7. 6) ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について (R5. 7. 3)	
(災害時支援) 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。	・令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 ・タブレット端末を導入。(災害時でも迅速な情報共有が可能) ・タブレット端末を使用した訓練の実施。 ・机上訓練の実施。 ・市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。	地方自治法改正 (R4) 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。	
第7章 政治倫理 (政治倫理) 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。	・平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。(R5. 3. 31) ・規則制定後の研修等については未実施。 ・近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規準等に関する規則を改めて全議員に周知した。	地方自治法改正 (R4) 請負の定義の明確化・緩和 ・総務大臣通知 (R4. 12. 16) 議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当 地方自治法改 (R5) 議会の位置付け・議員の職務の明文化 「住民の負託」	

①請負禁止の範囲の明確化・緩和 （地方自治法第92条の2関係）

改正前



※議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、議員は失職する。

課題

- ・「請負」の定義が条文上不明確であること
- ・個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていることが、議員のなり手不足の原因となっているとの指摘がある。

改正後

- ・「請負」の定義の明確化（※）。

（※）請負の定義規定

「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきもの」

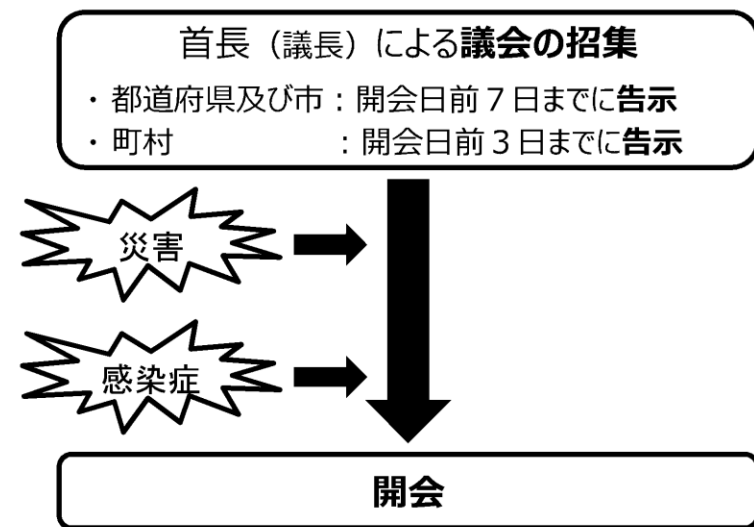
- ・議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額（年間300万円）の範囲内で、個人による地方公共団体に対する請負が可能。

施行日：公布の日から3月以内で政令で定める日（令和5年3月1日）

全国市議会議長会作成（東京都市議会事務局長研修会資料）

②災害等の場合の招集日の変更 （地方自治法第101条関係）

改正前



課題

招集の告示をした後、開会の日に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が法律上不明確。

※ 招集の告示の後、招集の日を変更することはできないとする行政実例がある。（昭和26年9月10日）

改正後

- ・招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日を変更することができることを法文上明確化。
- ・開会の日を変更した場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならない。

施行日：公布の日（令和4年12月16日）

地方自治法における地方議会の役割、議員の職務等の明確化

令和5(2023)年4月26日、地方自治法改正案が参議院本会議で可決・成立し、地方議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されました(同年5月8日施行)。

地方議会の役割等に係る地方自治法の規定

法改正前

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

法改正後

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

- ②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- ③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

地方議会に係る憲法の規定

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ②地方公共団体の(略)議会の議員(略)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

国会の役割等に係る憲法の規定

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 (略)

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

- ② (略)

住民の地方議会への関心・理解を深め、女性や若者、会社員など多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現の契機に！

※憲法第93条は、地方公共団体は、「議事機関」として議会を設置する旨を規定しており、意思決定機関という語を用いていないが、議事機関という語は、合議制の意思決定機関という意味であり、諮問機関というような語に相對する言葉である。(鈴木俊一『鈴木俊一著作集第1巻』(良書普及会))

地方議会へのオンライン出席について

地方議会への出席

➡ 令和2年4月に助言通知を発出

<本会議>

- ・ 団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。このことから、地方自治法上、定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解される。

<委員会>

- ・ 委員会は本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法上、委員会に関し必要な事項は「条例で定める」とされている。このため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能。

	本会議	委員会
定足数/ 表決 の要件	法律上「出席」と規定 (地方自治法第113条、第116条第1項) ＝「議場にいること」	法律上「条例で定める」と規定 (地方自治法第109条第9項) → オンライン出席が可能

(国会については、本会議、委員会いずれも「出席」と規定(憲法第56条第1項、国会法第49条、第50条))

本会議の欠席議員(※)がオンラインでできることの範囲

➡ 令和5年2月に助言通知を発出

※欠席事由に該当していることが前提

- ・ 上記の考え方から、地方自治法上、表決の要件として「出席」と規定されている。このため、表決や、これと一体不可分の質疑や討論は、現に議場にいる議員によって行われる必要があると解される。
- ・ 他方、いわゆる一般質問は、その形式について法律の定めがない。このため、「出席」している議員が定足数を満たし、本会議が成立している場合に、会議規則等で定めるところにより、「欠席」している議員がオンラインで行うことも差し支えない。

表決 表決と不可分一体の 質疑・討論	法律上「出席」と規定＝「議場にいること」 (地方自治法第116条第1項) →「欠席」議員がオンラインで行うことは不可
一般質問 ※団体の事務全般について執行機関の見解 をたずねるもの	法律の定めなし →「欠席」議員がオンラインで行うことも差し支えない

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など（自由記述）							
			チャレンジ調布	市民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布
(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。	(1) アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 (2) 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会が協議。(R5)		・議会報告会について人を集めるという形式だけではなく、人のいるところからこちらが出向いて行うといった方法や、主催者教育の観点も交えながら市内学校へ出向いて行う、あるいは現場を用いた模擬議会議を開催するといった形式について可能性として検討していくことについて議論した。 ・また、議会報告会の参加者について、無作為抽出方式等にて広く多様な市民の参加を呼び掛ける方法について検討できないか意見があった。	主催者教育の観点から、小学校高学年、中学校、(高校)の課外授業の一環として、議会見学を実施する。	第3条 (1) 議会が実施するアンケート調査(高校を含む各学校へのアンケートもとり)等により、すべての世代の市民が意見を述べること。	(市民参加) 第3条 ●議会と市民双方の意見交換を広げるとともに、市民参加が促られているかどうか、不断に検証し改善を図ること。これについては「理念系項」を入れて、常に振り返るようにしたらどうか。 ●アンケート実施や若者からの意見聴取など、個別の取組の名称を挿入すると、それに縛られがちなため、柔軟に振り返るためにも、個別名称はつけずに、柔軟に対応する方がよいと考えている。	(市民参加) (1) 議会報告会を学校、または、他施設に出向いて行う。 (2) 定例会の様子を議場に傍聴。(児童・生徒等)議場にすることが困難な場合は、タブレットを活用する。 (3) 調布市議会本議場においての児童・生徒による模擬議会の開催。	議会基本条例を制定した当時の議長(提案者)として、あくまでその明文化した条例に従っていくのが基本であると考えますが、時代の変化・社会情勢の変化等を勘案し、変更していくべきものがあれば、第24条に規定のとおり、議会で十分な議論を尽くし変更するべきである。	議会報告会はあるゆる市民のために開かれるべきであるため、今後も対面やオンラインなど複数の方法で実施する必要がある。対面が一番望ましいとは思いますが、時間的に制約がある方や身体の不自由な方などのためにもオンラインは有効。また、子どもや若者のいる場(学校など)に出向いて市場に興味を持ってもらうこと。何よりこちらが声を聴かせていただくことが必要である。「政治やまちづくりに無関心な大人」を生まないよう、主催者教育の観点も最も重要であると考ええる。	議会としては傍聴の他、広報紙やHP、議会の中継やアーカイブ等の手段をしっかりとっており、議会の記録はなされているとみて、実際に一部に興味のある市民にしか視聴されていない。もっと議会を身近に感じてもらえるような手段を考えるべき。オープンな場での議会報告会の開催や、市民からの申し出に応じてモニターを設置したり、モニター等に中継を流すなど、考えるのはどうか？
第3章 市民と議会の関係 (広報広聴機能の充実) 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第109条に規定する委員会(以下「委員会」といいます。)及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な意見等を求めるものとします。 5 議会は、諮問及び陳情の審議において、当該諮問及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。	3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会が協議。 【第3条第2項を再掲】 5 諮問・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。(R2.5.22議決決定、R2.11.5先例・申し合わせ事項) ・非公式のため議事録の作成及びネット中継なし。	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&A(R4.6.10) ○オンラインによる方法で、参考人制度による意見聴取を行うことは可能		議会報告会を高校や中学校を訪ねて、現地で行う。	8条の3・4に「広聴の機会の拡充(委員会単位に分けると、市内各地域で公共施設等を利用した広聴会)」を入れた。	第3章 市民と議会の関係 議会報告会…基本的には実行委員会が協議。 ■陳情者説明の扱いについて 記録も取るべきではないか。 現在の陳情者説明は「非公式」であるが、本会議の討論で陳情者説明で得た情報を、討論時に自らの発言に使うなど、陳情提出した市民からみれば「非公式の話をなぜ本会議の公式発言で陳情者がこう言った、こうだった」と使うのか」という考慮した状況も生まれており、整合させる必要があると考える。 当然、個人情報・プライバシーを侵害しないのは当然守るべきで録画はやめるべきだが、公式の記録は残した方がよいのではないかと考える。	(広報広聴機能の充実) (1) 陳情者説明時の時間に関する検討。 (2) 委員会室にあるカメラ機能等の活用により、録画として残すことのできるか検討。	第8条 3 議会報告会の分科会やアンケートで寄せられた意見、要望や提案に対し、委員会等で議論し、必要に応じて行政に対して政策提案をするといったプロセスを作る。また、個別案件への対応についても各委員会でも協議するプロセスを作る。 4 陳情者の趣旨をより理解するため、陳情者が十分な説明をおこなえる時間を確保するとともに、内容を陳情者と全議員が共有できるよう議事録を作成する。 より開かれた議会とするため、議会としてのSNS活用も検討に入れてはどうか。 (議会報告会のアンケート作成のため、Googleアカウントは取得済み)	諮問・陳情者説明に関しては、文字の記録をする必要があるとは思いますが、個人情報保護のため公開はせず。議会と説明者との間でのみ共有することが望ましいのではないかと。ネット中継は個人情報保護のため、すべきではないと考える。	
第2章 議会と議員の使命及び活動原則 (議会の使命及び活動原則) 第5条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。 2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 (3) 議会は、社会状況の変化に適切に議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。	・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。(R4.3定) ・上程時質疑の時間実績制限時間比 令和元年6月～5年1定平均(66.6%) ・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。(R5.8.10) ・議会運営におけるICT活用。(ペーパーレスと情報共有の迅速化) ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について(R5.7.3)	総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について(R2.4.30) ・Q&A(R2.7.6) ・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について(R5.7.3)	・反問権の明文化や議員間討論を活発にする材料について共通認識が持てるような取組の可能性について意見があったが、条文の変更までには至らないとの認識。 ・オンライン出席の可能性については、本人確認や通信環境が不安定となったことに対応、AIフェイク動画等によるなりすましといった情報セキュリティ対策の認識で一致。委員会協議会のようにより、採決を伴わない会議体であれば導入可能性はあるのではないかと意見があった。	フェーズフリーの観点から、オンラインによる委員会審査、採決をとりない議会(一般質問など)を行う。	現在、調布市議会で行っている委員会審査(予算・決算)は多様な施策について広範囲に深く審査できる。一方、他の議会で行われている予算・決算特別委員会は最も重要なテーマに各会派の質問が集中するくらいであるが、議会一丸となった市の考えを動かす可能性もある。どちらもそれぞれに「良さ」があるため、予特・決特についても調査研究していく必要がある。オンラインでの委員会等の実施について、フェーズフリーの観点からも、災害時にオンライン会議が出来るよう、試行していく必要がある。※但し、オンラインで出来ることは傍聴可能な会議であることが原則となる。	(3)はそのままで変える必要はない 一これまでも調布市議会は、コロナ禍のもとでも議論し対応できている。オンラインをどういう形態で行うのかについて、その時々にならなくなった場合もあるため、柔軟に決められるようにした方がよいと考える。	(議会の使命及び活動原則) (1) オンラインの議会の開催については、委員会等の審査が必要。どの委員会がオンライン開催に適しているのか協議する必要がある。 (4) 常任委員会は除く	第5条 陳情審査において採択・不採択・再審査されない場合は、採択・不採択で再度採決するなど、陳情を廃案としないために改善を行う。 改選直前の定例会に提出された陳情が「継続審査」となった場合も廃案とせず、再提出がなくても改選後の定例会で審査対象とする。 予算・決算議会においては、委員会への市長等特別職の出席を求める。 2 (1) 申し合わせ事項を議会基本条例に照らして検証するとともに、情報公開の観点からも、HP等で市民に公開する。 議会運営委員会の配布資料をHPで公開する。オンライン中継傍聴者への対応としては、事前の公表が望ましい。 (2) 論点・争点を明らかにする観点から、議員提出議案の提出者説明の時間を延長し、市民が理解できるよう説明を十分おこなえる時間を確保するとともに、質疑、討論を行うようにする。十分な議論をするためにも提出期限を早める。市民の総意として提出するものとして、全会一致での可決とする。 (3) 議会改革を進めるにあたっては、議会運営委員会とは別に議会改革推進を協議する委員会等を設置する。	一般会計決算の総括質疑、議会運営におけるICT活用についても引き続き議論を重ねていく。本会議で重要な場合は対面が望ましいが、非常時の備えという意味でも、研修などから実践的にオンラインの活用を始めていく意義はあると考える。今後必要になってくる条例改正についても同時に議論を進めていく。 昨今のライブ配信に関してはさらなる画質と音声の向上に課題があるが、議中中継はまだそこまで画質の向上、またAIを使っているリアルタイムの字幕をつけるシステムも未使用である。視覚・聴覚の障害をお持ちの方に対してのバリエーションも目指すべきでは？	

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	今後の課題・取り組む内容など（自由記述）							
			チャレンジ調布	市民・維新の会	公明党	日本共産党	立憲民主党	自由民主党	生活者ネットワーク	れいわ新選組調布
（災害時支援） 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。	・令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 ・タブレット端末を導入。（災害時でも迅速な情報共有が可能） ・タブレット端末を使用した訓練の実施。 ・机上訓練の実施。 ・市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。	地方自治法改正（R4） 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。	・令和元年10月の台風19号の際の検証をもとに、災害対策支援本部設置時における各議員の活動について、タブレット端末を活用した情報収集の仕組みづくりも含めた具体的な検討が必要との意見があった。	各自のスマホとLINE WORKSを多用し、災害時（緊急時）情報収集ツールとして活用する。（平時から使用しているLINE WORKSを災害時（緊急時）でも活用できる仕様にしておく。）		災害支援 第12条 基本的に調布市議会は『（災害支援）第12条で災害対策支援本部を設置することができる』となっており、このままでも十分対応できると考えるが、議会開会日に議員が招集に応じられない事態＝例えば災害時等の対応をしているときの対策としてより充実させる必要はあるかと考える。 検証シートの「課題等」にあがっている「災害発生時の行動マニュアルの作成について検討」の中に運用的なものを入れていくということではないのか、それも含めて検討していくというのではないかと考える。 ●タブレットの活用などはこの条文のままで充分対応できるのではないかと、行動マニュアルに「運用できること」を明確に示せば良いのではないかと考える。	（災害時支援） (1) 災害発生時などにおいて、緊急オンライン会議の開催を可能にする。 (2) 災害発生時の、情報の一元化をするための体系づくりをする。 （タブレット端末等の活用も含む）	議会BCPの策定に向けた調査・研究を始める。その中でタブレットを使用した議会開催についても検討する。	研修などから試行的にオンラインの活用を始めていき、非常時に備えていく。	タブレット端末を有効利用するべく、位置情報を用いた災害マッピングデータ、及び今後の想定災害拡大等のシミュレーションをアプリ化しておく必要がある。
第7章 政治倫理 （政治倫理） 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、職責を養うよう努めなければなりません。 2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。	・平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。（R5.3.31） ・規則制定後の研修等については未実施。 ・近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規程等に関する規則を改めて全議員に周知した。	地方自治法改正（R4） 請負の定義の明確化・緩和 ・総務大臣通知（R4.12.16） 議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当 地方自治法改正（R5） 議会の位置付け・議員の職務の明文化 「住民の負託」	・令和4年の地方自治法改正によって請負の定義について明確化されたが、この請負について透明性を確保するため、規範の要否や運用について検討が必要ではないかとの意見があった。	専門家講師によるハラスメント研修（特にハワハラ、カスハラ）が必要と感じる。	SNSを利用した各議員の投稿については、課題を抽出し、調布市議会として一定のルールが必要であると感じる。	第7章 政治倫理 1. 現政の社会情勢を踏まえ、ハラスメント対策について項目を立てるべきではないか 2. 近隣市で政治倫理違反の事例…どんな事例か 3. 議員の請負について ●これまでは市関連業務を行っている事業者は議員に立候補することはできなかったが、地方議員のなり手不足について、このことが理由の一つで課題だと指摘されているとのことで地方自治法改正に伴い、「政令で定める300万円の範囲内なら個人による地方公共団体に対する請負が可能」とする改正とのこと。しかし、懸念されるのは談合や利益誘導になる事態にしないために、請け負った事業の内容、会計状況などを、プライバシーと著作権などに配慮しつつ、公人であることをふまえてその中身を明らかにし公表する等、法令順守の検証が必要となると考える。これらを条例に明確にうたうこと、検証機関が必要になるのではないかと。	（政治倫理） (1) ハラスメントに関する研修会の実施。	議会にとってもハラスメントを理解する必要性が増していることから、「調布市議会議員の政治倫理に関する規程等を定める規程」について時代の流れに合わせた検証、見直しを行うとともに、全議員対象に、毎年ハラスメント研修を実施する。 少なくとも新人議員には個人情報保護についても研修を行う。	規則制定後の研修等については未実施であることから、実施する必要があると考える。1期目の議員も多いが、早めに実施することが望ましい。	政治倫理についての研修を、ただし、会場で行われるなどもあると思われることから、e-learningの導入を検討

※一部字句を改めています

調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果

資料 8

各会派から提出された意見を以下のように仕分け

条文	項目	個別の検討項目
3・8条	広報・広聴に関するもの	主権者教育，模擬議会，地域への出前講座，理念条項への検討 児童・生徒を対象とした議場傍聴，市役所やたづくりでの議会視聴
	議会報告会の開催に関するもの	中学や高校での開催，無作為抽出での呼びかけ，オープンな場での開催，オンライン配信
	陳情提出者説明に関するもの	議事録の作成，中継の有無，説明時間の検討
5条	オンラインに関するもの	災害時に実施，通常時に実施
	議会運営に関するもの	陳情の採決，議運資料の公開，議員提出議案について，議運とは別の議会改革，一般会計総括質疑の検討，AIを活用したバリアフリー
12条	災害対策に関するもの	情報収集，オンライン会議，マニュアルの改訂，タブレット端末の活用，BCPの策定，事前シュミレーションのアプリ化
19条	地方自治法改正に関するもの	請負（ルールを含む）
	政治倫理に関するもの	ハラスメント対策，SNSルール 政治倫理や個人情報に関する研修（eラーニング含む）

全議M1第42号
令和5年11月22日

市議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 坊 恭 寿

市議会におけるハラスメント防止研修等の実施について

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3年6月に改正(同年6月16日公布・施行)されましたが、改正法において、国及び地方公共団体における施策の強化が求められており、具体的には、家庭生活との両立支援のための体制整備等の環境整備、セクハラ・マタハラ等の発生の防止に資する研修の実施や相談体制の整備などの施策を講じることが明記されました(別添資料参照)。

特にハラスメントについては、パワハラを含め、議員と議員、議員と有権者、議員と職員との関係など、いくつかのケースが想定されます。

このような状況を踏まえ、全国市議会議長会では、令和4年7月、各市議会における男女共同参画に関する取組を支援するため、ハラスメント防止研修をはじめとする議員研修モデルプログラムを作成し、各市議会に情報提供を行ったところであります(令和4年7月11日 全議M1第26号参照)。

各市議会におかれましては、既にこのような研修に取り組んでいただいていることと存じますが、未だ実施していない市議会や、統一地方選挙等に伴い新人の議員が増えた市議会等におかれましては、法改正の趣旨を踏まえ、改めて研修の実施についてご検討いただきますようお願いいたします。

【参考】内閣府男女共同参画局のホームページ(「政治分野における男女共同参画の推進」) URL <https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

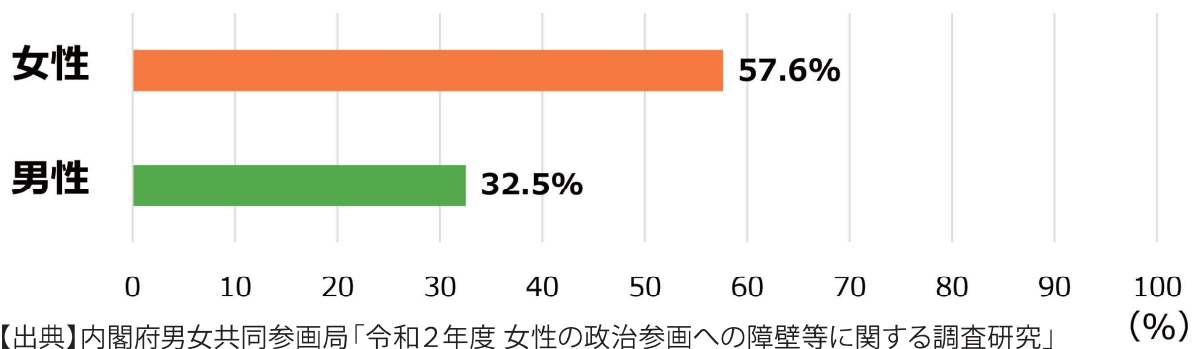
お問合せ先(研修講師の紹介等)
全国市議会議長会 企画議事部
TEL 03-3262-2309
E-mail chousa@si-gichokai.gr.jp

政治分野における ハラスメントの防止について

ハラスメントとは

- 相手の**人格や尊厳を侵す人権問題**で、被害者が心身に支障を来し、最悪の場合には自死を選ぶ場合もあります。
- 加害者は、**刑事上、民事上の責任を問われる**場合もあります。
- 組織は、**ハラスメントを防げない組織として信用が失墜し、評判をおとしめるケース**もあります。

内閣府男女共同参画局が、地方議員を対象に、政治参画を阻む要因を調査した結果、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、**全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けた**と回答しています。



内閣府男女共同参画局において、令和3年10月14日(木)から11月14日(日)までの1ヶ月間、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象に、**議員活動や選挙活動中に、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメント事例**を収集しました。

その結果、寄せられた**1,324件**の事例を基に、本教材を作成しました。

ハラスメント類型

パワーハラスメント

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③本人の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

1 身体的な攻撃

暴行・傷害

2 精神的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言

3 人間関係の切り離し

隔離・仲間外し・無視

4 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害

5 過小な要求

業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

6 個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること

※ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

セクシュアルハラスメント

1 対価型セクシュアルハラスメント

職場において行われる本人の意に反する性的な言動に対する本人の対応により、当該本人が解雇、降格、減給等の不利益を受けること。

2 環境型セクシュアルハラスメント

職場において行われる本人の意に反する性的な言動により業務環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該本人が職務を行う上で看過できない程度の支障が生じること。

※ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）

マタニティハラスメント

1 制度等の利用への嫌がらせ型

産休や育休等の制度等の利用に関する言動により就業環境を害されるもの

2 状態への嫌がらせ型

妊娠・出産したこと等に関する言動により就業環境が害されるもの

※ 事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（平成28年厚生労働省第312号）

固定的な性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

このような考え方は、ハラスメント行為につながり得るものであり、払しょくしなければなりません。

登場人物紹介



一東 (29才)

「地盤・看板・鞆」なし。地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、地元の議会議員選挙に立候補。2年前に結婚。



二西 (35才)

当選2回の一東と同会派の議員。一東の地元の先輩で、不慣れな一東の議員活動をサポートしようとする。



三南 (70才)

当選8回の一東、二西と同会派の大ベテランで、議長経験もある「議会のドン」。



四北 (58才)

当選3回の一東、二西、三南と同会派の議員。



五中 (38才)

二西の後援団体の支援者。初立候補時から熱心に二西を応援している。

事例①

有権者からのセクシュアルハラスメント

有権者からのパワーハラスメント

一東は、地域の子育てや介護に関するボランティア活動の経験から様々な課題を感じたことをきっかけに、市民活動やボランティア仲間からの後押しを受け、初めて立候補。二期目の当選を目指す先輩議員二西と共に選挙運動を行う。そこへ有権者の男が近づいてきて、一東に対して握手を求め、手を撫で回すようにしてなかなか手を離さない。

その後も、「選挙頑張って。」と一東の背中をさすり、一東が拒む素振りをみせるもそれに構わず抱きつき、一東に対して、「投票するから、個人の携帯番号を教えてほしい。」と執拗に迫る。それを見ていた二西は、間に入りその場を取り成したが、後日、二西の街頭演説中に「お前、若いけに偉そうだな。若造が政治をなめるなよ。」と激しい罵声を浴びせる。

解説



本人の意に反して、手や背中に接触したり、抱きついたりする行為は、**セクハラ**に当たり得ます。



候補者と有権者という関係を背景に、本人の意に反して電話番号などの個人情報執拗に聞く行為や、個人の人格や尊厳を侵害する暴言といった行為は**パワハラ**に当たり得ます。

ハラスメント事例

事例②

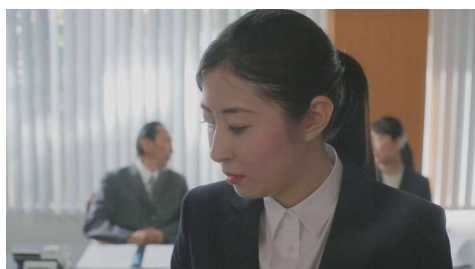
議員からのセクシュアルハラスメント

議員からのパワーハラスメント

一東が所属会派の会議に参加するため会議室に入ると、ベテラン議員三南が「これまでの慣習でね、お茶は女性議員にお願いしているから頼むよ。女性を入れるお茶のほうがおいしいしね。」と言いながら、一東の肩に手を置いてきた。一東は、三南の発言と行動にびっくりするとともに大きな違和感を覚えつつも、仕方なくお茶汲みをすることに。

一東がお茶を入れていると、三南が一東に向かって、「女は若くて顔がよければ当選できるからいいよな。」「ただ実際、女に政治は難しいと思うよ。」「一東君ではなくて、ギリギリで落選した齋藤君（男性議員）が通っていたら、仕事もやりやすかったけどな。」と笑いながら大声で話し、一東は何も言えず、笑ってやり過ごさざるを得なかった。

解説



女性議員だけにお茶入れをさせること、また「女に政治は難しい。」等の発言は、固定的な性別役割分担意識に基づく行為であり、性別を理由とする差別に当たり得ます。

「女は若くて顔がよければ当選できる。」等の言動は、優越的な関係を背景とし、合理的な理由なく、一東の能力を否定するもので、**パワハラ**に当たり得ます。



不快であるか否かは受け手の主観に委ねられるが、本人の意に反し、肩に手を置くなどの身体的な接触は、**セクハラ**に当たり得ます。

事例③

議員からのセクシュアルハラスメント

後日、一東が本会議で初めて質問に立ち、少子化対策や子育て支援について質問していると、他会派の議員から「かわいいね～。『美しすぎる議員』頑張れ～。」「まずは、自分が子供を産んだら。そういうことは、いい母親になってから議論しないとね。」「議員やってるより、子供産んでしっかり育てることの方がよっぽど大事。」などのヤジを激しく飛ばされる。

解説



本人の意に反して、「かわいいね～」などの容姿等への評価に関する言動により、本人の能力の発揮に重大な悪影響を生じさせれば、**セクハラ**に当たり得ます。

妊娠・出産等に関する特定の価値観の押し付け等の言動は、固定的な性別役割分担意識に基づいたものであり、性別を理由とする差別に当たり得ます。

ハラスメント事例

事例④

議員からのパワーハラスメント

議員からのセクシュアルハラスメント

当選後初めての3週間の議会を終え、一東、二西は所属会派の議員の懇親会に参加。2次会の地元のスナックにおいて、三南が酒を飲めない二西に対して「もっとお酒を飲まないで盛り上がらないじゃないか。」と酒を注ぎ、飲むよう勧めてくる。二西は少し口をつけてやり過ごそうとすると、横にいた先輩議員四北から「三南先生に注いでいただいたお酒なのよ。何で飲めないの、男のくせに。そんなことだから奥さんに逃げられるのよ。」と言われる。二西は、家庭の事情を暴露されたことに怒りと悔しさを感じつつも、勧められた酒をやけになって一気に飲み干す。周りの一同は笑いながら拍手をする。

その後、楽しい雰囲気でもたけなわとなったところで、三南から一東に対し、「一東君の初当選を祝って、また今後の活躍を祈念して、私が一緒にデュエットしてやろう。」と言われ、一東は三南と一緒に歌うことに。曲がサビになったところで、三南は一東の肩に手を回し、体を密着させ、顔を近づけてくる。一東は大きな嫌悪感を感じ、手を振り払い、嫌がる素振りをみせるも、三南は「ん？なんだねこの手は」と威圧的な態度で一東を見る。一東は、内心相当嫌だったが、三南の機嫌を損ねてはいけない、またその場の雰囲気を壊してはいけないと思い、結局我慢してしまう。

曲が終了後、三南は四北に向かって、「やっぱりデュエットは、おばさんより若い娘の方がいいね〜。」と言い、四北は、「おばさんはおばさんの味がありますよ〜。」と返し、一同が笑うが、一東は笑えない。笑っている一同に背を向けて四北は陰鬱な表情を浮かべる。

解説



三南と四北の行為は、「冗談のつもり」「からかい」であったとしても、相手を傷つけている可能性が高く、いじめと何ら変わりません。

優越的な関係を背景に、アルコールを強要することは、**パワハラ**に当たり得ます。



「男らしさ」を強要することは、固定的な性別役割分担意識に基づく言動で、性別を理由とする差別に当たり得ます。

さらに、本人の意に反し、「そんなことだから奥さんに逃げられるのよ。」のような私的なことに過度に立ち入り言及することは**パワハラ**に当たり得ます。



- 体を密着させ、顔を近づける行為は**セクハラ**に当たり得ます。
- セクハラについて、被害者に拒絶の意思があったとしても、当事者間の人間関係やその場の雰囲気等により、常に明確な拒否等の意思表示がなされるとは限らないということに注意が必要です。
- また、周りのセクハラ行為を見過ごすことは、それ自体ハラスメントになるとともに、就業環境においてハラスメントの温床をつくることにつながりかねません。

ハラスメント事例

事例⑤ 有権者からのパワーハラスメント

ある日、二西が議員活動を終え、自宅に帰ろうとすると後援団体の支援者五中が待っており、身体的にも精神的にも疲労している様子の二西に対し、「地元のことで相談にのってほしい。また、最近元気もないみたいだし、気分転換に食事にでも行かない?」と誘われるが、その後、帰宅してから行わなければならない仕事もあり、二西は断る。

後日、五中から、相談に応じなかったことを恨まれ、携帯に繰り返し電話をされ、「議員なのに支援者をないがしろにするとはどういうことか。」「もう新人議員じゃないんだから、自覚を持たないと。困っている住民のために24時間対応する覚悟がなくてどうするの。」と言われる。日々の忙しい議員活動の中で、それを静観していた二西だったが、更にそれを不満に思った五中は、二西が友人と屋外で食事を楽しんでいるところや、車でドライブをしているところなどの日常生活の様子を盗撮し、「議員としての仕事をせずに自分の娯楽を優先している」や、「税金泥棒」とのデマをSNSでばら撒いた。

解説



- 本人の承諾なく、継続的に監視したり、写真撮影したりすることは **パワハラ** に当たり得ます。
- また、日夜を問わない執拗な電話や、議員としての評価をおとしめる事実に基づかない悪評の流布は、**パワハラ** に当たり得ます。

事例⑥ 議員からのマタニティハラスメント

ある日一東の妊娠が発覚。一東が三南に対し、自身の妊娠を伝え、会議規則に基づき出産・育児のために本会議・委員会を欠席する意向を伝えると、三南は、「初当選したばかりなのに、妊娠しちゃったの? あなたに一票入れた有権者の期待はどうなるんだ。当選の重みをしっかり自覚しないといけない。」と言われる。一東が当惑した様子をみせると、三南は、「子供を産み育てながら議員の仕事は務まらない。有権者に失礼だから一度議員を辞めた方がいい。」と言う。

一東が出産・子育てと両立しながら議員を続ける意向を示すと、「妊娠中だろうが、議員としての責任は重い。大事な採決には必ず出てもらうからな。」と言われ、議会への出席の強要をほのめかす発言をされる。

解説



- 議員活動と家庭生活の両立は、必要不可欠です。妊娠期間中や産前産後期間に無理をさせ議会への出席を強要することは、母体や胎児に悪影響を及ぼす可能性があり危険です。
- 妊娠したこと自体を批判するような発言や、議会への出席の強要をほのめかす発言は、**マタハラ** に当たり得ます。

ハラスメント事例

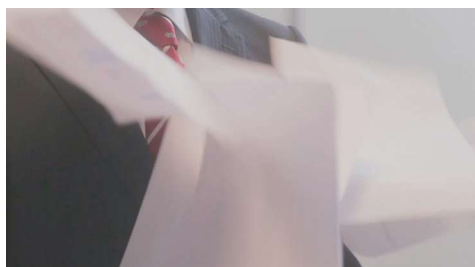
事例⑦ 議員からのパワーハラスメント

学校のいじめ問題をテーマとした所属会派における会議において、先に発言していた三南とは異なる意見を二西が主張。三南は顔面を紅潮させ、机を激しく叩いて「おい黙れ、若造。お前はバカなのか。頭が悪いのに全然勉強していないんだな。出ていけ、お前は議員に向いてない。」と激しく恫喝し罵声を浴びせる。いじめ問題に思いが強い一東は、挙手をして二西の見解を擁護する意見を述べようとする、「新人は黙っておけ。生意気なんだよ、SNSでの発信ばかりして大した仕事もしていないくせに。地元のPTA関係者の間でも、お前は役立たずだと有名だぞ。」と三南が一東の発言を遮る。思わず泣き出す一東。

三南は、「女はこれだから困る。気に入らないなら2人とも会派を出て行け。」と机の資料を一東と二西に向かって投げつける。

会議終了後、三南は一東と二西を呼び止め会議室のドアを閉め、さらに長時間に渡り2人に対し罵声を浴びせ続けた。それ以降、一東と二西は会派内で無視されるようになり、完全に孤立させられてしまうことに。

解説



- ・ 優越的な関係を背景に、職務上必要かつ相当な範囲を超えて、人格を否定し苦痛を与える言動は、**パワーハラ**に当たり得ます。
- ・ 一東と二西に対し、集団で無視し、孤立をさせ、議員活動に支障を生じさせるといった行為は、**パワーハラ**に当たり得ます。

内閣府男女共同参画局公式YouTube

【URL】 <https://youtu.be/PjLN17TKmwY>



検証の振り返りと本日の協議内容

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

12月14日の協議

「市民への議会報告実行
委員会で協議すること」
を会派持ち帰り
(継続協議)
※補足 1

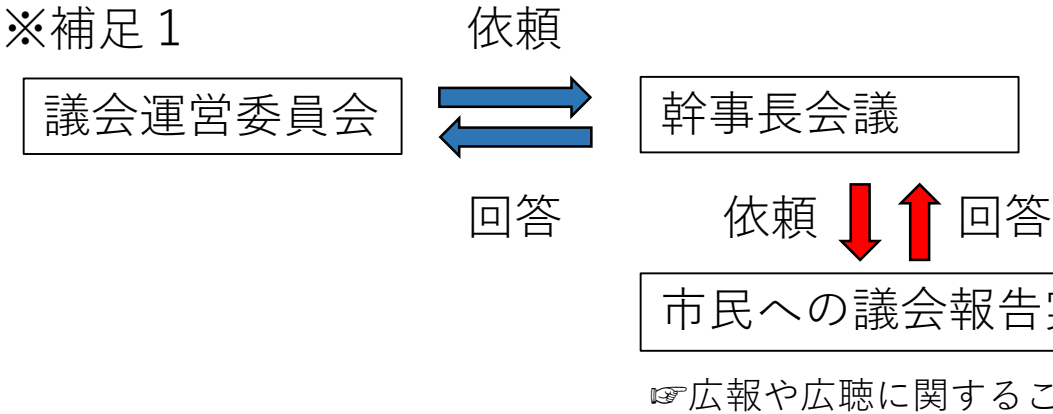
ハラスメント研修会を開
催することを決定

本日の協議

継続協議事項について協
議

① 3・8条
陳情提出者説明について
会派の意見・質疑

② 5・12条
災害対策を含むオンライ
ンについて会派の意見・
質疑



請願・陳情の提出者説明の推移

コロナ禍のため、資料 12
 令和2年第2回定例会からの対応

◆平成17年2月
議会改革協議会

提案事項「請願・陳情について申し出があった場合は説明を受けることを原則とする」
 ⇒
 合意に至らず

◆平成23年6月

陳情第12号「請願・陳情者の意見陳述を認めることを求める陳情」

◆平成23年10月

議会改革検討代表者会議
 「提出者から請願・陳情者の提出者説明について」（提案番号41,42,44）

◆平成24年4月5日

議会改革検討代表者会議
 実施の方向性で合意
 提出者から説明を希望する申し出があった場合、委員会は、可否の判断を行い、合意を経て方向性を決める。

◆平成24年5月17日

議会運営委員会
 ○陳情第12号 趣旨採択

議会改革検討代表者会議決定事項

○請願・陳情提出者の趣旨説明について

提出者から趣旨説明を希望する申し出があった場合、委員会は可否の判断を行い、合意を経て方向性を決める。

◆平成24年8月3日

幹事長会議
 請願・陳情提出者説明について（具体的実施方法を確認）

◆令和2年5月22日 議会運営委員会
 第2回定例会

○ 請願・陳情の提出者説明の希望があった場合は、可否の判断を行う場を省略することとし、委員会開催前の準備日に、委員会毎に順次、提出者の説明を受ける事とする。（説明は、全員協議会室のみ）

◆令和2年8月21日 議会運営委員会
 第3回定例会

同上（説明は各委員会室）
 なお、提出者説明の可否の判断が必要と思われる陳情が提出された場合は、委員会協議会を開催して、協議することとする。

◆令和2年11月5日 議会運営委員会
 第4回定例会以降、上記の内容を先例・申合せ事項とする。

平成24年第3回定例会から実施

先例・申し合わせ事項等による具体的実施方法の主な推移

平成25年11月改訂	平成29年5月改訂	令和3年8月改訂
○ 請願・陳情提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を付託委員会が行うを例とする。 提出者説明を行う場合は、委員会条例に規定する参考人制度によらない非公式な運用で実施するを例とする。 ＜平成24年4月5日議会改革検討代表者会議合意＞	同左	○ 請願・陳情提出者から説明を希望する申し出があった場合、説明は委員会開催前の準備日に、付託委員会が行うことを例とする。 なお、説明の可否の判断が必要と思われる場合は、委員会協議会を開催し協議する。 ＜令和2年11月5日議会運営委員会決定＞ ○ 説明は、委員会条例に規定する参考人制度によらない非公式な運用で実施することを例とする。 ＜平成24年4月5日議会改革検討代表者会議合意＞
平成24年8月3日幹事長会議 提出者説明の主な実施方法について ○ 説明者の対象 提出者（提出者が複数の場合、代表者）又は提出者から委任を受けた代理人とし、人数は3人までとする。 ○ 提出者説明の制限時間 請願・陳情1件につき、原則5分以内とする。 なお、委員の質疑の時間は上記時間に含まない。	○ 同一趣旨とされる陳情が複数提出された際の提出者説明については、先着順として提出者説明を希望した3件（辞退者が出た場合は次の方に移る）について受け付けること、説明者は1件につき3名（随行者2名を含む）までとし、説明時間は1件につき5分以内とする。 ＜平成28年2月22日議会運営委員会決定＞	同左

請願・陳情の提出者説明の運用に関する陳情

令和6年1月9日 議会運営委員会

受 理	受理番号	結 果	件 名
平成27年 第2回定例会	陳情第7号	平成27年 第4回定例会 不採択	請願・陳情の提出者説明の改善を求める陳情
平成27年 第3回定例会	陳情第10号	平成27年 第4回定例会 不採択	請願・陳情の提出者説明の時間延長を求める陳情
平成27年 第3回定例会	陳情第11号	平成27年 第4回定例会 不採択	請願・陳情の提出者説明の場で、委員の方々と活発な議論 ができることを求める陳情
平成28年 第1回定例会	陳情第60号	平成28年 第1回定例会 不採択	「請願・陳情の提出者説明」の録音を原則許可することを 求める陳情

陳 情 文 書 表

(平成27年 6 月 8 日受理)

受 理 番 号	件 名
陳情第 7 号	請願・陳情の提出者説明の改善を求める陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会

(要旨)

民主主義社会において、住民の意思が政治に反映されるのは当然だが、行政が複雑・多様化すると、住民個々の意見や要望が全て行政担当者まで到達することは困難になってきている。このような欠点を補うのが請願制度の役割で、調布市議会においても請願・陳情の制度がある。

調布市議会における請願・陳情の制度の中で、請願・陳情の提出者説明は、請願・陳情の提出者が請願・陳情提出の際に申し出た場合に、実際に審査を行う委員会で説明を受けるかどうかが決定され、請願・陳情者等が、実際に審査を行う委員会の委員に対して、事前に当該委員が一堂に会する場で、提出した請願・陳情の要旨の補足等の説明を行うものである。

しかし、そのやり方には、請願・陳情者やそれに賛同する多くの市民にとって問題がある。具体的には、正式な委員会の場でなく、その記録が残らない。請願・陳情者等は3名までしか入室が認められていない。また、説明時間は1件5分以内に制限されていて、その後に委員からの質問がなければ、それで終わりである。

請願・陳情者が審議に必要な情報を委員に伝えるのに5分という時間は短過ぎて、結果として、請願・陳情の審議が深まらないおそれがある。また、請願・陳情者の発言だけでなく、その後の委員と請願・陳情者の質疑応答を多くの市民が傍聴できることや記録文書によって、その審議プロセスを確認することは、請願・陳情の結果と同等に重要である。

そこで、請願・陳情の提出者説明については、少なくとも、請願・陳情の提出者が申し出た場合は原則として認めること、1件10分以内の説明時間を認めること、より多くの人の傍聴を認めること及びその結果を記録に残すことの改善を求めます。

なお、東京財団の議会基本条例の３つの必須条件の１つは、「請願・陳情者の意見陳述」であり、「市民が抱える個別具体的な懸案事項について議会で意見を述べることを希望した場合、それを保障しなければならない。慣例などの運営実態として実施している議会もあるが、市民の権利として条例に明文化することで市民に周知することが重要である。」というものであり、これら必須３条件を満たさないものは「ニセ議会基本条例」とのことである。

調布市議会の請願・陳情の提出者説明は、この東京財団の必須条件をしっかりと満足していると言えないのではないか。

以上について陳情いたします。

陳 情 文 書 表

(平成27年 8 月25日受理)

受 理 番 号	件 名
陳 情 第 1 0 号	請願・陳情の提出者説明の時間延長を求める陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会

(趣旨)

提出者説明の時間を5分ではなく、せめて10分に延長していただきたい。

6月の定例会で陳情を提出いたしました。5分以内での趣旨の説明を委員長から求められ、そのようにしましたが、いかにも短過ぎました。その後の委員会の審議も傍聴しましたが私の真意がよく理解されていないことがわかりました。

そこでせめて説明時間を10分に延長していただけるよう陳情いたします。

陳 情 文 書 表

(平成27年 8 月25日受理)

受 理 番 号	件 名
陳 情 第 1 1 号	請願・陳情の提出者説明の場で、委員の方々と活発な議論 ができることを求める陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会

(趣旨)

6月の定例会で陳情を提出いたしました但不採択に終わりました。本会議も終わってから不採択に賛成された議員の方々と直接お会いして話をしました。お話の中で私の真意がよく理解されていないことがわかりました。

そこで提出者説明の場でもっと議論ができればよいと思いました。陳情を提出した段階で事前に、個別に委員の方に会う方法もあるようですが、いわゆる「根回し」のようで私には抵抗があります。委員の方が全員集まれる場で皆さんと意見交換をして、その後、委員だけで審議をしていただいてもいいのではないかと、思います。住民参加を一步前進させるためにお考えいただければありがたいです。

よって、提出者説明の場で委員の方々と活発な議論ができることを求め、陳情いたします。

陳 情 文 書 表

(平成28年 2月24日受理)

受 理 番 号	件 名
陳 情 第 6 0 号	「請願・陳情の提出者説明」の録音を原則許可することを求める陳情
付 託 委 員 会	議会運営委員会

(要旨)

請願・陳情提出者が申し出て、委員会が許可した場合、請願・陳情の提出者説明（委員からの質問と陳述者の答弁を含む）が委員会審査に先立って行われるが、この内容は文書記録として残らない。

一方、委員会審議において、この請願・陳情の提出者説明の内容を引用した発言があるが、恣意的なものもある。しかし、記録がないので事実確認ができない。

調布市議会委員会傍聴規則第8条は、（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）「傍聴人は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。」と、原則禁止になっている。

この規定は、請願・陳情の提出者説明にも適用ないしは準用されると思われるが、実際に「請願・陳情の提出者説明」の録音の許可を求めても理由もなく許可されないことがある。なお、許可された事例があるのか知らない。

請願・陳情の提出者説明（委員からの質問と陳述者の答弁を含む）において、文書記録に残さないのなら、恣意的にその内容を引用されるなどの場合に事実確認を行えるように、少なくとも録音を原則許可することを求めます。

以上について陳情いたします。

第5条 オンラインに関するもの・第12条 災害対策に関するもの

※災害時などに、オンラインを活用し会議等を継続して開催できるようにするための対応について

対象会議等の名称	根拠例規	傍聴	中継	記録	使用機器	要検討例規等
調布市議会災害対策支援本部	調布市議会災害対策支援本部要綱				タブレット端末 (大型ディスプレイ等)	災害対策支援本部要綱 タブレット型端末機等使用基準
市民への議会報告実行委員会	市民への議会報告実行委員会要領				同上	実行委員会要領
幹事長会議	先例・申合せ事項			○	同上	先例・申合せ事項
広報委員会	調布市議会会議規則 調布市議会広報委員会要綱	○		○	同上	会議規則 広報委員会要綱
全員協議会	調布市議会会議規則 調布市議会全員協議会要綱	○	○	○	タブレット端末 インターネット中継機器等	会議規則 全員協議会要綱
常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	調布市議会委員会条例 調布市議会会議規則	○	○	○	同上	委員会条例 会議規則
本会議（一般質問）	調布市議会会議規則	○	○	○	同上	会議規則



令和 6 年 1 月 12 日

調布市議会議長 井 上 耕 志 様

議会運営委員長

幹事長会議における協議の依頼について

令和 6 年 1 月 9 日に開催いたしました議会運営委員会において、議長から諮問のありました下記の事項について、幹事長会議を通じて市民への議会報告実行委員会での協議を依頼することが決定いたしました。つきましては、幹事長会議において協議を依頼したく、よろしくお取り計らい願います。

記

1 事項

調布市議会基本条例第 3 条及び第 8 条の検証項目である、広報・広聴及び議会報告会の開催に関する事項

2 報告期限

令和 7 年 3 月末まで

3 添付資料

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等

4 その他

市民への議会報告実行委員会での協議結果報告もあわせて回答願います。



〇〇〇〇

令和 6 年 1 月 2 3 日

市民への議会報告実行委員長

古 川 陽 菜 様

調布市議会議長 井 上 耕 志

(公印省略)

市民への議会報告実行委員会における協議の依頼について

議会運営委員長からの依頼に基づき，下記事項について市民への議会報告実行委員会で協議願う旨，1月23日に開催されました幹事長会議において了承されました。

つきましては市民への議会報告実行委員会で協議の上，下記2及び3に記載のとおり報告いただきたく，よろしくお取り計らい願います。

記

1 事項

調布市議会基本条例第3条及び第8条の検証項目である，広報・広聴及び議会報告会の開催に関する事項

2 報告内容

別添の調布市議会基本条例検証シートに記載された，会派の意見を踏まえ，協議された内容

3 報告期限

令和7年2月末まで

4 添付資料

調布市議会基本条例検証シート 対象条文に対する課題等

検証の振り返りと本日の協議内容

1月9日の協議

広報・広聴に関するもの/議会報告会の開催に関するものについて、市民への議会報告実行委員会で協議する旨幹事長会議に依頼することを決定。

※1月23日 幹事長会議で報告

① 3・8条
陳情提出者説明について会派の意見・質疑

会派持ち帰り・継続協議

② 5・12条
災害対策を含むオンラインについて会派の意見・質疑

会派持ち帰り・継続協議

本日の協議

① 3・8条
陳情提出者説明について会派の意見・質疑

② 5・12条
災害対策を含むオンラインについて会派の意見・質疑



条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

オンライン

災害対策に関すること

検討課題・手順

- 1 オンラインで何を・いつ・どのように実施するのか
「調布市議会災害対策支援本部要綱」策定済
「災害時行動マニュアル」・「フローチャート」などの整備が必要

検討課題・手順

会議に関すること

傍聴 あり・なし
中継 あり・なし

- 1 オンライン会議の先進事例を学ぶ
先進事例を調査
- 2 オンライン会議のテストを実施
幹事長会議（平場も含む）等で数人がオンラインで参加
- 3 どこまでの会議を目指すか（ゴールの設定）
視点：現状システムでできるのか、新たなシステム整備が必要なのか
ルール（規範）の改正が必要なのか
- 4 予算が必要であれば令和7年度実施に向けて要望
- 5 その他
複数端末の使用（通常時も含む）の検討

○調布市議会災害対策支援本部要綱

平成 24 年 5 月 21 日
議 会 要 綱 第 1 号

第 1 目的

地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより，災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

第 2 支援本部の設置

調布市議会議長（以下「議長」という。）は，災害時に災対本部が設置されたときは，調布市議会として，これと連携するため，調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。

第 3 所掌事項

支援本部は，次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 議員の安否等の確認に関する事。
- (2) 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関する事。
- (3) 災害情報の収集に関する事。
- (4) 災対本部への災害情報の提供に関する事。
- (5) 被災地，避難所等の調査に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，本部長が必要と認める事項に関する事。

第 4 構成

支援本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は，議長をもって充てる。
- 3 副本部長は，調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充てる。
- 4 本部員は，議員（議長及び副議長を除く。）をもって充てる。

第 5 職務

本部長は，支援本部を代表し，部務を総理する。

- 2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理する。
- 3 本部長，副本部長及び本部員は，第 2 に規定する事項を円滑に処理するため，次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し，連絡体制を確立すること。
 - (2) 支援本部からの情報提供を受けること。
 - (3) 被災地，避難所等において情報収集を行い，必要に応じて支援本部に報告すること。
 - (4) 被災地において，支援活動に協力すること。
 - (5) 被災地において，被災者からの相談を受け，これに対する助言等を行うこ

と。

第6 議会事務局の職員の対応

議会事務局の職員は、第2に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。

- (1) 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。
- (2) 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

第7 救急救命講習等の受講

本部長、副本部長及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他これに類するものの受講に努めなければならない。

第8 招集

支援本部は、本部長が招集する。

第9 庶務

支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

**令和元年台風第19号に係る
調布市議会災害対策支援本部
活動等報告書**

令和2年1月

調布市議会

はじめに

令和元年10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けました。

今回の台風は、国内の広範囲にわたって災禍をもたらし、調布市においても多くの被害が発生しました。

全国で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

調布市では、台風上陸に際して台風対応等のために、調布市災害対策本部を設置し、市制施行以来初めて避難勧告を発令しました。

調布市議会においても、調布市災害対策本部と連携するために、初めて「調布市議会災害対策支援本部」を設置し、市内各地の被害状況の把握のほか、災害情報の収集・提供を行いました。その活動において様々な課題がありました。

そうしたことから、今後の活動等に活かすために、各幹事長等により、課題とその改善策等を整理するとともに、調布市議会災害対策支援本部の活動等を報告書としてまとめました。

台風は毎年やってきます。調布市議会では、今後も調布市の災害対策を支援するとともに、災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

調布市議会議長 渡 辺 進二郎

目 次

1	調布市議会災害対策支援本部の活動等の主な経過等	P 3
2	議員からの主な情報提供等	P 5
3	調布市議会災害対策支援本部の活動等に係る課題と改善策等	P 7
4	調布市議会災害対策支援本部要綱	P 9
5	全員協議会（令和元年 1 1 月 1 5 日）資料（一部抜粋）	P 11

1 調布市議会災害対策支援本部の活動等の主な経過等

10/11 (金)

18:30 【メール発出】※議長通知：自主避難所（富士見，深大寺，入間，菊野台，下石原各地域福祉センター）開設予定，議員自宅待機，市議会災害対策支援本部について等

10/12 (土)

11:51 【メール発出】（都市整備部）野川（調布警察署の東側）・富士見台小東側の京王線アンダーの2カ所閉鎖。（総合防災安全課）8時45分自主避難所5カ所開設済（10時現在：富士見10名，深大寺6名，菊野台1名，下石原0名，入間8名）

14:00 調布市災害対策本部設置

14:01 水防第一非常配備態勢を発令

15:18 多摩川周辺地区への避難勧告発令

15:30 調布市議会災害対策支援本部設置※議長指示

15:49 【メール発出】多摩川周辺地区への避難勧告発令，市議会災害対策支援本部を設置，議員安否確認・周辺状況報告，新たに避難所開設（第二小，第三小，富士見台小，グリーンホール）

16:46 【メール発出】避難勧告発令地域（飛田給3丁目，上石原3丁目，多摩川1～7丁目，染地全域），新たに避難所開設（八雲台小，国領小）・準備中（滝坂小）・既に開設（第二小，第三小，富士見台小，グリーンホール）

17:35 【メール発出】新たに避難所開設（第一小）・準備中（滝坂小）・既に開設（第二小，第三小，富士見台小，八雲台小，国領小，グリーンホール），市ホームページサーバー容量を拡大等対応中

17:58 【メール発出】新たに避難所開設（第一小，滝坂小）・既に開設（第二小・第三小・富士見台小：満員，八雲台小8世帯，国領小30人，グリーンホール約830人）

18:45 議会事務局事務室にて正副議長，会派（2人以上議員所属）幹事長，各常任委員長と情報共有

18:55 議長等により現場視察

（くすのきホール→グリーンホール→富士見台小→下石原地域福祉センター→多摩川水位確認→根川付近確認→第二小→野川水位確認）

19:10 【メール発出】正副議長，幹事長，各常任委員長情報確認，新たに避難所開設（くすのきホール，石原小）・満員（第二小，第三小，富士見台小），市ホームページ容量増・緊急災害用画面に切替え

20:21 【メール発出】新たに避難所開設（調布中），避難所一部満員につき次の避難所へ誘導（第一小，国領小，滝坂小，八雲台小，石原小，調布中，くすのきホール）

- 21:42 【メール発出】21時現在の避難所（第一小110人，第二小満員約1000人，第三小満員約1500人，富士見台小満員約1200人，八雲台小80人，石原小0人，国領小132人，滝坂小27人，グリーンホール1731人，くすのきホール150人），多摩川脇の道路閉鎖（鶴川街道から東方向，市役所前通りまで）
- 21:58 【メール発出】ツイッター発信内容：多摩川3丁目，4丁目，5丁目の多摩川堤通り及び多摩川7丁目，染地1丁目，2丁目，3丁目の桜堤通り冠水・通行不可能
- 23:11 【メール発出】調布市内多摩川は氾濫していない（依然氾濫危険水位の状況），避難所継続運営
- 23:44 【メール発出】ツイッター発信内容：風雨が弱まってきているが多摩川の水位は依然高く上流部からの流入も予想され，引き続き警戒を要する。桜堤通りの鶴川街道から調布南高校の間・多摩川住宅の周辺道路冠水等により通行止め

10/13（日）

- 0:11 【メール発出】ツイッター発信内容：多摩川住宅の周辺道路冠水等により通行止め。確認中情報：染地地域で広く浸水の被害
- 0:45 **調布市災害対策本部会議開催**
- 2:03 【メール発出】調布市防災・安全情報メール発信内容：避難勧告解除（飛田給3丁目，上石原3丁目，多摩川の全域）。染地の全域は，道路冠水地域があり継続。開設避難所（第一小，国領小，滝坂小，八雲台小，調布中，くすのきホール）。閉鎖避難所（石原小）
- 2:20 【メール発出】10/13朝，染地浸水被害状況確認等のため調布市災害対策本部会議開催。市議会災害対策支援本部継続
- 6:57 【メール発出】調布市災害対策本部会議午前7時30分開催
- 7:30 **調布市災害対策本部会議開催**
調布市議会災害対策支援本部解散（調布市災害対策本部結果報告を受け）※議長指示
- 8:40 【メール発出】調布市災害対策本部会議結果報告（市内全地域避難勧告7:30解除・避難所8:45全て終了・染地1～3丁目の冠水等は水がひいた状況確認，引き続きの避難については，被災者支援として新たな避難先等総合防災安全課にて対応・市災害対策本部は解散）。市議会災害対策支援本部解散の報告

10/14（月）

- 14:42 【メール発出】10/13～14（午前中）における染地地域の冠水に対する市の対応（報告）：（都市整備部）冠水対応・多摩川住宅根川エリアの進捗等，社会福祉協議会ボランティア活動中。（総務部）被災者対応・第三中第二体育館を避難所開設し福祉健康部等職員で対応等。（福祉健康部）要配慮者等対応等

2 議員からの主な情報提供等

(ホームページ等情報関係)

10/12

- 15:51 多摩川4丁目、避難勧告についての情報が地域に伝わっていない。
- 15:47 市ホームページのサーバーがダウンしている。
市民に対して頻繁にツイッターでの情報発信を。
- 15:56 調布FM発表の避難勧告地域で多摩川7丁目が入っていない。
- 16:18 ホームページはアクセスしにくい状況。
- 16:42 防災行政無線の放送内容が全くわからない。

(避難所関係)

10/12

- 15:56 避難場所への移動を地区協が協力し行っている。
- 16:15 調和小は避難場所ではないが、近所の方が避難している。
- 16:36 第二小の避難所は混雑しているが、国領小や六中の開設の予定は。
- 17:37 第三小、富士見台小は体育館が満員のため、教室の開放も始まっている。
- 18:49 国領小は高齢者や赤ちゃん連れもいる。畳のある施設を開放できないか。
- 19:13 第三小は満員状況であり、調布中に新設した避難所に誘導。
- 19:21 三鷹市の大沢小学校は車での避難を受け入れており、調布でも検討を。
- 19:47 深大寺地域福祉センターも避難者が増えている。
- 20:48 調布中は30名位の状況。職員がアルファ米を作り配っている。
- 21:02 第三小はアルファ米を作り始めた。
- 21:16 第三小の体育館が滝のように雨漏りし、避難者が手伝っている。

(多摩川情報)

10/12

- 16:02 多摩川が危険水位。
- 19:31 多摩川原橋から100m以内の写真(知人提供)を送付。
- 22:17 国交省の水位サイトもダウンしている。ヤフーのカメラは見ることができる。

(野川等情報)

10/12

- 16:48 野川の水位が武蔵野市場周辺で約150センチ位で溢水。
佐須の畑側の水路が約20センチ位で溢水。

(浸水等情報)

10/12

- 20:01 京王閣の辺りで冠水あり。
- 20:23 根川付近冠水あり。
- 23:17 染地地域は冠水，浸水など被害が出ている。

3 調布市議会災害対策支援本部の活動等に係る課題と改善策等

支援本部の活動等	課 題	改善策等
議員の安否等の確認について（１）	・ 支援本部設置後に全議員へ安否等返信する旨のメールを送信し，大多数が返信，その他電話等により連絡があったが，一部確認が取れなかった。	・ 訓練等も含め各議員が必ず返信することを周知・徹底する。 ・ 連絡が取れない議員がいる場合は，幹事長へ連絡しその安否等を支援本部へ報告する。
災害情報の提供・収集等について（２）（３）（４）（５）	・ 事務局は管理職３名体制により，その中でできる対応をしたが，職員体制は十分であったか。	・ 様々な状況を想定した体制整備を事前に図る。
	・ 情報共有方法の改善	・ ラインワークス等の活用や導入検討中のタブレット端末を活用し，情報や写真，動画等を共有する。
	・ 議員が地域で収集した情報等について，支援本部（事務局）を経由しないで直接災対本部（市担当）へ連絡したり，対応を求めた事例があった。（行政活動に支障を及ぼす要因ともなる。）	・ 情報を一本化するため，各議員が集めた情報は必ず支援本部を経由し，市の災対本部に伝えることとする。
	・ 議員からの情報提供等で，回答が必要なものについて，回答ができない，また，回答に時間を要するものもあった。	・ 議員から，地域（避難所）の意見等，様々な情報が支援本部に提供される。市に対して，その全ての情報の回答や対応を求めることは困難なため，内容を整理

		し,優先順位を付けて回答等を求めることとする。
その他災害対応等について(6)	・議員招集のタイミングと招集議員について	・招集の可否やどの段階で誰を招集するかを事前に決めておく。 ・初期段階での参集は難しいため,タブレット等を活用し,支援本部等へ映像提供・共有するなどの手法を検討する。
	・災害時の議員の行動・活動について	・災害時に議員として何ができるか,また,どういう行動をするか等のガイドラインを作成するほか,研修会等の実施を検討する。

【語句等の凡例】

(1)～(6)：調布市議会災害対策支援本部要綱【第3所掌事項】

- (1) 議員の安否等の確認に関する事。
- (2) 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関する事。
- (3) 災害情報の収集に関する事。
- (4) 災対本部への災害情報の提供に関する事。
- (5) 被災地,避難所等の調査に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか,本部長が必要と認める事項に関する事。

災対本部：調布市災害対策本部

支援本部：調布市議会災害対策支援本部

本部長：議長

4 調布市議会災害対策支援本部要綱

〔平成 24 年 5 月 21 日
議 会 要 綱 第 1 号〕

第 1 目的

地震等の災害が発生した場合において調布市議会が調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部（以下「災対本部」という。）と連携するための組織について定めることにより，災害時において調布市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。

第 2 支援本部の設置

調布市議会議長（以下「議長」という。）は，災害時に災対本部が設置されたときは，調布市議会として，これと連携するため，調布市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を置くことができる。

第 3 所掌事項

支援本部は，次の各号に掲げる事項を処理する。

- （1） 議員の安否等の確認に関すること。
- （2） 議員に対する災対本部から受けた災害情報の提供に関すること。
- （3） 災害情報の収集に関すること。
- （4） 災対本部への災害情報の提供に関すること。
- （5） 被災地，避難所等の調査に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか，本部長が必要と認める事項に関すること。

第 4 構成

支援本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は，議長をもって充てる。
- 3 副本部長は，調布市議会副議長（以下「副議長」という。）をもって充てる。
- 4 本部員は，議員（議長及び副議長を除く。）をもって充てる。

第 5 職務

本部長は，支援本部を代表し，部務を総理する。

- 2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理する。
- 3 本部長，副本部長及び本部員は，第 2 に規定する事項を円滑に処理するため，次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - （1） 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し，連絡体制を確立すること。
 - （2） 支援本部からの情報提供を受けること。
 - （3） 被災地，避難所等において情報収集を行い，必要に応じて支援本部に報告すること。
 - （4） 被災地において，支援活動に協力すること。
 - （5） 被災地において，被災者からの相談を受け，これに対する助言等を行うこと。

第6 議会事務局の職員の対応

議会事務局の職員は、第2に規定する事項の円滑な処理に資するため、次の各号に掲げる対応を図るものとする。

- (1) 議会事務局長にあつては、災対本部の会議に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に当該情報を提供すること。
- (2) 議会事務局長にあつては、支援本部が収集した災害情報を整理し、本部長の指示に従い、災対本部に当該情報を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

第7 救急救命講習等の受講

本部長、副本部長及び本部員は、災害時に備え、救急救命講習その他これに類するものの受講に努めなければならない。

第8 招集

支援本部は、本部長が招集する。

第9 庶務

支援本部の庶務は、議会事務局において処理する。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

5 全員協議会（令和元年 11 月 15 日）資料（一部抜粋）

令和元年 11 月 8 日
総務部総合防災安全課

令和元年台風第 19 号における対応等について

1 台風第 19 号概要

10 月 6 日に南鳥島近海で発生した台風第 19 号は、マリアナ諸島を西に進みながら、7 日には大型で猛烈な台風となった。小笠原近海を北北西に進み、12 日には伊豆諸島北部を北北東に進んだ。12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、東京都を通過し、13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。

この台風の通過に伴い、東京都では 10 月 10 日から 13 日にかけて暴風や大雨となった。

最大風速は羽田で 34.8m/s、江戸川臨海で 32.6m/s を観測し、統計開始以来の極値を更新した。

最大瞬間風速は神津島で 44.8m/s、江戸川臨海で 43.8 m/s を観測した。

10 日 00 時から 13 日 24 時までの総降水量は、解析雨量（96 時間積算）では、多摩地方を中心に広い範囲で 400 ミリを超え、多摩西部及び多摩南部では 600 ミリを超えた所があった。

アメダスでは、西多摩郡奥多摩町小河内で 610.5 ミリ、西多摩郡檜原村小沢で 649.0 ミリ、八王子で 427.0 ミリ、青梅で 404.0 ミリを観測した。24 時間降水量では、小沢 627.0 ミリ、小河内 580.0 ミリなど、統計開始以来の極値を更新する地点が複数あった。

（東京管区气象台「令和元年台風第 19 号に関する東京都気象速報」より抜粋）

※台風第 19 号による被害を受け、調布市は「災害救助法」の適用を受けた。

適用年月日：令和元年 10 月 12 日

適用基準：災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号

2 市の警戒態勢、気象警報及び避難情報発令状況について

日付	時間	警戒態勢等	気象警報等	避難情報
10/10(木)	16:45	庁議メンバー及び水防所 管部署による緊急会議 （台風進路及び準備状況、 体制の確認、自主避難所の 開設検討）		
10/11(金)	15:30	庁議メンバー及び水防所 管部署による緊急会議（水 防警戒本部会議） （自主避難所開設及び運 営体制決定）		
	16:30	自主避難所職員説明会		
	20:27		大雨注意報発令 強風注意報発令	

10/12(土)	4:14		大雨警報(土砂・浸水) 発令 洪水注意報発令	
	5:10	情報連絡態勢 (総合防災安全課)		
	6:32		大雨警報(洪水)発令	
	7:30	自主避難所職員参集		
	7:50	東京都情報連絡員2名受入		
	8:36	消防団自宅待機命令		
	8:45	自主避難所開設 (富士見・深大寺・入間・ 菊野台・下石原地域福祉セ ンター)		
	10:30	消防団本団参集		
	12:13		暴風警報発令	
	13:00	多摩川陸コウ閉鎖		
		自主避難所開設(第三小)		
	13:30	自主避難所開設(第二小)		
	13:44	各分団機械器具置場(詰 所)待機		
	14:00	調布市災害対策本部設置		
	14:01	参集メール(全管理職及び 所要人員参集)		
	15:15	避難所開設(富士見台小・ グリーンホール)以降7ヶ 所順次開設		
	15:18	災害対策本部での協議		避難勧告発令 飛田給3丁目 上石原3丁目 多摩川1~7丁目 染地1~3丁目
	19:00 頃	自衛隊情報連絡員2名受入		
	22:50	多摩川石原水位(6.33m) (計画高水位5.94m)		
	23:55		暴風警報解除 (強風注意報発令)	
10/13(日)	0:45	災害対策本部での協議		避難勧告一部解除 飛田給3丁目 上石原3丁目 多摩川1~7丁目
	2:13		大雨警報解除 (大雨注意報発令) 強風注意報解除	

7:30	調布市災害対策本部解散 ※本部解散後台風第 19 号 復旧本部体制に移行		避難勧告全解除 染地 1～3 丁目
8:19		大雨注意報解除	
16:52		大雨警報（洪水）解除	

※注意報から警報に格上げの際の注意報解除については表示を省略しています。

- ・台風対応職員参集人数（10 月 12 日から 13 日）

管理職 117 人 一般職 272 人 合計 389 人（避難所対応要員を含む）

- ・10 月 12 日における管理職の参集状況

時刻毎の参集状況（全管理職 154 人 再任用（フルタイム）含む）

時刻	9 時	12 時	14 時	15 時	17 時
人数	38 人	45 人	54 人	82 人	117 人
割合	24.7%	29.2%	35.1%	53.2%	76.0%

※10 月 12 日 14 時 1 分 ⇒ 水防第一非常配備態勢発令

3 市内雨量・河川の状況

- ・雨量（調布観測所）

累計雨量 256 mm 11 日降り始めから 13 日 0 時まで

時間最大雨量 30 mm 12 日 14 時

- ・多摩川最高水位（石原） 6.33 m 22 時 50 分 氾濫危険水位 4.9 m
- ・野川最高水位（大沢橋） 1.85 m 21 時 00 分 氾濫危険水位 3.53 m
- ・仙川最高水位（長久保） 0.81 m 21 時 00 分 氾濫危険水位 2.73 m
- ・入間川最高水位（入間川） 1.19 m 21 時 00 分 氾濫危険水位 2.11 m

※別紙 1「市内雨量・河川の状況」参照

4 市内の被害状況

- (1) 人的被害

死傷者の報告なし

- (2) 住家被害

- ・被害件数 205 件（11 月 5 日現在）

【被害状況の内訳】

（単位：件）

被災地域	床上浸水	床下浸水	その他	合計
染地 3 丁目	118	61	1	180
染地 2 丁目		6		6
上石原 3 丁目	1		2	3
国領町 5 丁目			1	1
飛田給 2 丁目			1	1

多摩川 2 丁目	1			1
多摩川 4 丁目	2			2
多摩川 5 丁目			1	1
小島町 1 丁目			1	1
小島町 2 丁目	1		1	2
国領町 1 丁目			1	1
深大寺元町 3 丁目	1			1
深大寺元町 4 丁目			1	1
菊野台 3 丁目			1	1
東つつじヶ丘 1 丁目	1			1
西つつじヶ丘 4 丁目			1	1
緑ヶ丘 2 丁目		1		1
	1 2 5	6 8	1 2	2 0 5

※「その他」は雨漏りによる天井裏の浸水など

(3) 農業被害（11 月 5 日現在）※現在，マインズ農業組合と連携し，継続調査中

・農業用施設（ビニールハウス）

全壊，倒壊はなし。ビニールハウスの一部破れや天窓のゆがみ等の被害

・農作物（畑）

染地地区において，畑の冠水による農作物破棄等の被害

(4) 公共施設被害

・市長部局

雨漏り含む漏水 31 施設，窓ガラスなど一部破損 9 施設，その他セコム不具合や倒木などが数件発生した。多摩川児童公園内運動施設グラウンドでは，フェンス等が破損した。

・学校施設

学校施設では，小学校 10 校，中学校 4 校で，雨風の吹込み等による雨漏りが発生した。

また，避難所を開設した第三小学校と富士見台小学校では，校庭が自家用車で避難した市民の車両の駐車場となり轍が発生したことから，復旧作業が必要となった。

(5) ライフラインの被害状況等

・電気（停電：東京電力から 10 月 12 日（土）午後 9 時 42 分に情報提供有り）

染地 2，3 丁目の約 3,500 世帯が停電したが，すぐに復旧したもの。

・道路

冠水 布田南通り，多摩川住宅周辺，桜堤通り（染地通り～狛江市境）等にて冠水
通行止め 桜堤通り（三中通り～狛江市境），多摩川堤通り（京王閣周辺）ほか

※別紙 2「台風 19 号における主な対応箇所概略図」参照

5 避難所開設及び避難人数について

(1) 自主避難所の状況

場所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
富士見地域福祉センター	10月12日(土曜日) 午前8時45分	10月13日(日曜日) 午前8時	約60人	4人
深大寺地域福祉センター	10月12日(土曜日) 午前8時45分	10月13日(日曜日) 午前9時30分	約120人	4人
入間地域福祉センター	10月12日(土曜日) 午前8時45分	10月13日(日曜日) 午前9時	約70人	4人
菊野台地域福祉センター	10月12日(土曜日) 午前8時45分	10月13日(日曜日) 午前7時	約65人	4人
下石原地域福祉センター	10月12日(土曜日) 午前8時45分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	約120人	4人

自主避難所避難者数 約435人

(2) 指定避難所の状況

場所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
第三小学校(注1)	10月12日(土曜日) 午後1時	10月13日(日曜日) 午前8時45分	534人(注2)	25人
第二小学校(注1)	10月12日(土曜日) 午後1時30分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	1057人(注2)	33人
富士見台小学校	10月12日(土曜日) 午後3時15分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	910人(注2)	11人
グリーンホール(大・小)	10月12日(土曜日) 午後3時15分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	1731人	19人
国領小学校	10月12日(土曜日) 午後4時30分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	130人	8人
八雲台小学校	10月12日(土曜日) 午後4時30分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	86人	8人
滝坂小学校	10月12日(土曜日) 午後5時30分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	32人	9人
第一小学校	10月12日(土曜日) 午後5時50分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	127人	14人
調布中学校	10月12日(土曜日) 午後6時30分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	53人	6人
文化会館たづくり くすのきホール	10月12日(土曜日) 午後6時45分	10月13日(日曜日) 午前8時45分	150人	13人

場所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
石原小学校	10月12日(土曜日) 午後7時	10月13日(日曜日) 午前8時45分	0人	7人
第三中学校(注3)	10月13日(日曜日) 午前10時30分	10月15日(火曜日) 午後1時	13日宿泊 10人(5世帯) 14日宿泊 3人(2世帯)	25人
染地地域福祉センター (注3)	10月15日(火曜日) 午後5時	10月16日(水曜日) 午前7時30分	2人(1世帯)	2人

避難所避難者数延べ人数 約6,000人

(自主避難所を含む。)

※上記のほか文化・コミュニティ振興財団職員8人が、グリーンホール・たづくりで避難所対応。

※避難者数は避難者名簿による集計

(注1)第三小学校及び第二小学校は当初自主避難所として開設し、避難勧告をもって避難所に移行。

(注2)第三小学校、第二小学校及び富士見台小学校については名簿未記載の避難者が多数あったため、上記の避難者数と欄外の延べ人数は一致していません。

(注3)染地1丁目から3丁目の住民の避難所として10月13日に第三中学校第二体育館に設置し、15日に1世帯となったため、染地地域福祉センターへ移行。

○避難所におけるペット対応

グリーンホール小ホールをペット受入れ施設として開放した。また、避難所によっては現場判断によりペットの受入れを行った。なお、各避難所運営マニュアルでは、ペットの受入方法を記載しているが、多数の避難者で混乱したことから、適切な対応が困難な状況となった。

(3) 福祉避難所の状況

場所	開設日時	閉鎖日時	避難者数	対応職員
総合福祉センター	10月12日(土曜日) 午後3時	10月13日(日曜日) 午前8時30分	46人	19人※

※うち4人は社会福祉協議会職員

6 情報発信

防災行政無線、防災・安全情報メール、ホームページ、ツイッター、調布エフエムなどを活用し、台風関連情報を発信

(1) 主な発信情報

・気象情報（警報）

大雨警報の発令（10月12日 4時14分）

洪水警報の発令（10月12日 6時32分）

- ・避難情報

避難勧告の発令（10月12日 15時18分）

- ・避難所情報

自主避難所の開設／指定避難所の開設／各避難所の混雑状況など

- ・道路冠水・通行止め

桜堤通り，多摩川堤通り

- ・その他

施設の臨時休館／イベントの中止／京王線の運行情報／防災・安全情報メールへの登録案内／調布エフエムの案内／多摩川の増水（近づかないよう呼びかけ）／垂直避難の呼びかけ／家庭での浸水防止方法／その他注意喚起（停電・断水への備え，切れた電線に注意）

(2) 主な情報発信状況（10月12日午前8時～10月13日正午）

- ・防災行政無線（4回）

避難勧告

- ・防災・安全情報メール（7回）

避難勧告／避難所情報

- ・防災フリーダイヤル

防災行政無線で放送した内容をフリーダイヤル（0800-8000-903）にて情報提供

- ・ホームページ（38件）

警報・避難勧告（11件）／臨時休館・事業中止等（5件）／避難所情報（15件）／道路情報（2件）／注意喚起（2件）／その他（緊急災害用トップページの切り替え，京王線運行情報）（3件）

10/12 午後は，ホームページへのアクセスが集中し，つながりにくい状況となったため，サーバー上限値の拡大や緊急災害用トップページの切り替え等緊急対応を図ったうえで，画像等の容量の大きいデータを削除するなど更なる軽量化を図った。

（参考）トップページへのアクセス件数 60,422件（10月12日の合計）

（平時）5,091件（10月1日～11日の平均アクセス件数）

1時間当たりの最大アクセス件数 6,084件（発生時間帯 10月12日 15時～16時）

（平時）446件（10月1日～11日の平均アクセス件数の最大値 発生時間帯 13時～14時）

- ・ツイッター（39件）

警報・避難勧告（9件）／避難所情報（10件）／道路情報（6件）／注意喚起（9件）／その他（調布エフエム放送や防災・安全情報メールの案内等，5件）

- ・調布エフエム放送 83.8MHz

警報・避難勧告／臨時休館・事業中止等／避難所情報／道路情報／啓発・注意喚起／その他の情報を随時放送

10月12日 9時～18時は，概ね20分～40分毎に放送

18時～25時は，概ね20分毎に放送（ほぼ常時放送）

計47回放送（1回あたり10分程度）

- ・J:COM (ジェイコム)

警報・避難勧告／避難所情報／道路情報／その他の情報をテレビ画面での表示及びアナウンス
にて随時放送

- ・調布市消防団による巡回

消防団の広報車による巡回放送を実施 10月12日 15時30分から随時実施

7 市内道路パトロール等の実施

- (1) 10月12日(土)～13日(日)

- ・指令班3人, 2人1組の5班体制で道路パトロールを実施
- ・桜堤通り(染地通り～狛江市境)の冠水による道路規制対応
- ・染地小学校前交差点・布田南通り・京王閣周辺の冠水による道路規制対応

- (2) 10月13日(日)・10月19日(土)・10月31日(木)・11月6日(水)～

- ・多摩住宅周辺道路清掃を実施

8 下水道施設パトロールの実施

- (1) 10月12日(土)

- ・3人1組2班体制で下水道施設パトロールを実施
- ・下水道施設の点検, 雨水枡の清掃を実施
(飛田給2丁目, 多摩川3丁目, 小島町3丁目, 染地1丁目, 染地2丁目, 染地3丁目)
- ・調布排水樋管(水門)の状況確認
- ・交通規制の応援(警察・道路管理課と連携)

- (2) 10月13日(日)

- ・調布排水樋管の外柵破損に対する応急対応
- ・集水枡(緑ヶ丘1丁目)の清掃を実施
- ・仙川ポンプ場の稼働状況確認

- (3) 10月15日(火)

- ・調布排水樋管の河口への流木・土砂等の堆積確認

9 消防団の活動

- (1) 10月12日(土) 8:36 消防団自宅待機命令

10:30 本団参集

13:40 多摩川の水位確認(本団)

13:44 各分団機械器具置場(詰所)待機

14:20 野川の水位確認

15:30～17:10 避難勧告発令に伴う広報, 警戒活動

17:26～ 避難所追加の広報

19:00 全分団に機械器具置場待機指示

20:42 多摩川の水位確認(本団)

21:10～ 染地3－1 浸水対応
 22:08 染地3－1 出火報
 22:14 染地2－3 2 浸水対応
 22:15 染地3－1 浸水現場救助活動（救命ボート要請）
 22:30 染地3－1 浸水現場（救命ボートを署隊に引継ぎ）
 22:47 染地3－1 浸水現場（署隊により大人2人，小人2人救出）
 22:50 染地2－3 3 床上浸水
 22:55 染地1－1 9 先下水の溢水（下水道課に連絡）
 23:48 染地2－3 4 先下水の溢水（下水道課に連絡）

(2) 10月13日（日）1:20 各分団機械器具置場（詰所）待機一部縮小
 2:30 全分団一旦撤収
 2:50 本団一旦撤収
 7:00 本団参集
 8:15 多摩川の水位，染地地区の浸水状況確認
 13:45 染地3－1 浸水現場の排水活動開始
 14:15 染地3－1 浸水現場の応援増強
 16:30 小島町3 出火報
 16:55 小島町3 火災現場引上げ
 17:25 染地3－1 浸水現場の排水活動終了
 （出場：本団4人，7個分団56人，総合防災安全課4人）

10 要支援者への対応

- ・避難所に関する問い合わせ対応【介護保険担当・生活福祉課・障害福祉課】
 ⇒開設している避難所等についてのお問合せ
- ・障害者の福祉避難所への移送【障害福祉課】
 ⇒訪問看護ステーションから，避難勧告地域の住民が逃げられないとの情報提供があり，障害福祉課職員が移送した。（10月12日18:30）
- ・障害者へ電話での安否確認【障害福祉課】（3件）
- ・避難所の運営及び体調不良者への対応【健康推進課・障害福祉課】
 ⇒福祉避難所等において，保健師派遣要請があり，健康推進課及び障害福祉課の保健師を派遣した。（4人体制）（10月12日17:30～25:00）
- ・重度の要介護者の福祉避難所への移送【福祉総務課・高齢者支援室・健康推進課】
 ⇒重度の要介護者の家族から移送要請があり，福祉総務課及び高齢者支援室職員が福祉避難所へ移送した。（10月12日18:30）
- ・避難所の巡回健康相談【健康推進課・高齢者支援室・子ども生活部】
 ⇒健康推進課及び高齢者支援室4人が10カ所の避難所を訪問し，避難者の健康確認を行った。（10月12日21:45）

11 被害発生後の被災者対応

(1) 浸水被害の排水活動（市独自）

浸水被害の家屋等を対象に専門業者等による排水処理を実施

- ・排水件数 94件

※広範囲が浸水した地域においては、調布市消防団の協力による排水活動を実施

(2) 災害ごみの収集（市独自）

浸水被害等により発生した、災害ごみについて、無償で収集、処分を実施

- ・災害廃棄物処理量（11月5日現在）（単位：トン）

収集期間	処理量
10月15日（火）	20.3
10月16日（水）	35.6
10月17日（木）	52.7
10月18日（金）	33.9
10月19日（土）	13.6
10月21日（月）	15.9
10月22日（火）	25.3
10月23日（水）～ 31日（木）	122.7
11月1日（金）～ 5日（火）	11.9
合 計	331.9

- ・災害ごみの搬出、収集等応援職員（染地地区）

10月15日（火）から19日（土）まで延べ117人

(3) 家屋消毒の実施（市独自）

床上・床下浸水した家屋（居住スペース）を対象に、専門業者への委託により消毒を実施

- ・受付件数 289件（11月5日現在）

【内訳】消毒済み71件 日程調整済み152件 日程調整中66件

(4) 道路清掃の実施（市独自）

多摩川住宅周辺の道路清掃を実施 10月13日・10月19日・10月31日・11月6日～

(5) 銭湯入浴券の配付等（市独自）

床上・床下浸水等に伴う給湯設備の故障等で入浴できない世帯を対象に市内の銭湯（4箇所）で利用可能な入浴券を配布 ※1枚で家族全員が利用できる入浴券を配布

- ・利用期間 10月17日（木）～10月31日（木）

- ・利用者数 335人

※その他 杉森小学校、第三中学校のシャワールームを貸出し

(6) り災証明書の発行

- ・ り災証明書等申請受付及び発行件数（11月5日現在）

受付 212件

発行 205件

【り災証明書の認定内訳】

認定区分	件数
全壊	0件
大規模半壊	0件
半壊	125件
一部損壊（準半壊）	74件
一部損壊（10%未満）	6件
合計	205件

- ・ 認定基準

非木造 部位（柱・床・梁・外部仕上・屋根・内部仕上・天井・建具など）ごとに損害割合を算出して積算したもの。（※主に集合住宅や戸建の地下居室など）

木造 浸水深による判定

「全壊」住家流失又は床上1.8m以上の浸水 50%以上

「大規模半壊」床上1m以上1.8m未満の浸水 40%以上50%未満

「半壊」床上1m未満の浸水 20%以上40%未満

「一部損壊（準半壊）」床下浸水 10%以上20%未満

「一部損壊（10%未満）」床下浸水 10%未満

認定区分	住家の損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
半壊	20%以上40%未満
一部損壊（準半壊）	10%以上20%未満
一部損壊（10%未満）	10%未満

(7) 被災届出受理証の発行（市独自）

台風第19号の特例措置として、災害対策基本法に基づく、り災証明の対象とならない住家以外の不動産、動産（車両など）を対象に被災者からの被災届の提出があった旨を証明するもの

- ・ 運用開始日 11月7日（木）

(8) 住宅修繕等の臨時相談窓口の設置（市独自）

- ・ 設置期間 10月24日（木）～11月8日（金）（日曜日を除く）
- ・ 設置場所 染地地域福祉センター
- ・ 相談員 東京土建一般労働組合調布支部（事前予約制）
- ・ 相談件数 19件

※一部住宅の管理組合は、東京土建一般労働組合に直接相談につき上記件数に含まず。

・主な相談内容

- ・床上、床下浸水に伴う工事の進め方、リフォーム
- ・床下の点検、消毒
- ・庭の塀（木製）の修繕
- ・シャッターが水圧で損傷
- ・畳、押し入れ下床、断熱材の点検など

(9) 災害ボランティアの活動

- ・運営者 調布市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）
- ・活動期間・災害ボランティアセンター設置場所
 - 第1期 10月14日（月）～10月20日（日）
調布市災害ボランティアセンター（多摩川住宅トー7号棟集会室）
 - 第2期 10月21日（月）～
市民活動支援センター、染地地域福祉センター
- ・活動内容 第1期 水災家財の運びだし、清掃ほか
第2期 水災家財の運びだし、清掃、消毒作業時の家具移動、不安の傾聴ほか
- ・活動エリア 染地3丁目付近浸水被害エリア
- ・活動人数（ボランティア） 第1期 延べ381人 第2期 延べ12人
- ・案件数 第1期 64件 第2期 6件

(10) 被災児童・生徒への対応

- ・教科書の無償給与
小学校 1校3人 中学校 2校2人
- ・被災後の児童・生徒の状況
臨時校長会（10月15日）及び定例校長会（10月30日）にて児童・生徒の状況把握及び必要に応じた対応等を依頼
現在、通常通りに登校しており、心理面でのケアの必要ある子どもの報告はなし
今後も担任やスクールカウンセラーの見守り体制を継続

(11) 住民説明会の開催

- ・台風第19号被害状況の報告
主催 染地みどり自治会（説明：総務部総合防災安全課、環境部下水道課）
日時 10月29日（火）午後7時～9時30分
場所 染地ふれあいの家（多摩川情報館1階）
内容 経過、被害状況及び発生原因、調布市の対応ほか
参加人数 約120人
- ・台風第19号における被害状況及び被災者支援についての住民説明会
主催 調布市（長友市長、伊藤副市長、荒井副市長ほか17人）
日時 11月4日（月）午後6時30分～9時15分
場所 杉森小学校体育館

内容 経過，被害状況及び発生原因，調布市の対応，今後の被災者支援
参加人数 約300人

(12) 被災者支援のための案内窓口の設置（市独自）

被災者の生活再建支援への取組を支援するため，各種の支援制度を御案内するもの

日時 11月5日（火）～11月8日（金） 午前9時～午後5時

場所 市役所2階 市民ロビー

日時 11月9日（土）～11月10日（日） 午前10時～午後4時

場所 染地地域福祉センター

（内容）り災証明書の発行

災害ごみの収集

浸水した家屋の消毒

災害見舞金

災害援護資金（貸付制度）

個人市民税・都民税，国民健康保険税の減免 など

・案内窓口受付状況（11月7日現在）

相談者数 20人

主な相談内容 災害見舞金の支給に関すること 11件

減免に関すること 11件

その他（自動車の水没に関する支援等） 5件

12 染地地域を中心とした浸水被害について

(1) 浸水原因（推定）

- ・染地3丁目について，多摩川の上昇した水位が，狛江市が管理する根川雨水幹線擁壁の高さを越え，逆流し浸水したと考えられる。
- ・大雨の際の下水は，東京都が管理する流域下水道幹線へ一部排水し，残りは多摩川と平行にも流れる根川雨水幹線へ排水する。今回，上記に加え，根川雨水幹線の水位が上昇したことにより，下水道管が満水状態となったことで雨水の行き場がなくなり，地形の低い地域へ流れ込み浸水に至ったものと考えられる。
- ・この他，染地1丁目及び2丁目については，調布幹線の水位が上昇したことにより，吐き口から雨水等が排水しきれなくなり，下水道管が満水状態となったことで雨水の行き場がなくなり，地形の低い地域へ流れ込み冠水に至ったものと考えられる。

(2) 当日の降雨状況及び多摩川水位

表－1 降雨及び水位一覧

年 月 日	時 間	時 間 別 降 雨 量 (mm) ※1	累計雨量 (mm)	多摩川石原水位 (m) ※2
令和元年 10 月 11 日 (金) ～12 日 (土)	17 : 00 ～4 : 00		19.0	
令和元年 10 月 12 日 (土)	5 : 00	0.0	19.0	1.02
	6 : 00	11.0	30.0	1.03
	7 : 00	10.0	40.0	1.71
	8 : 00	9.0	49.0	2.23
	9 : 00	20.0	69.0	2.84
	10 : 00	13.0	82.0	3.14
	11 : 00	15.0	97.0	3.41
	12 : 00	9.0	106.0	3.76
	13 : 00	12.0	118.0	4.05
	14 : 00	30.0	148.0	4.37
	15 : 00	20.0	168.0	4.72
	16 : 00	22.0	190.0	5.03
	17 : 00	7.0	197.0	5.46
	18 : 00	12.0	209.0	5.77
	19 : 00	16.0	225.0	6.00
	20 : 00	15.0	240.0	6.02
	21 : 00	14.0	254.0	6.21
	22 : 00	1.0	255.0	—
	23 : 00	1.0	256.0	6.24

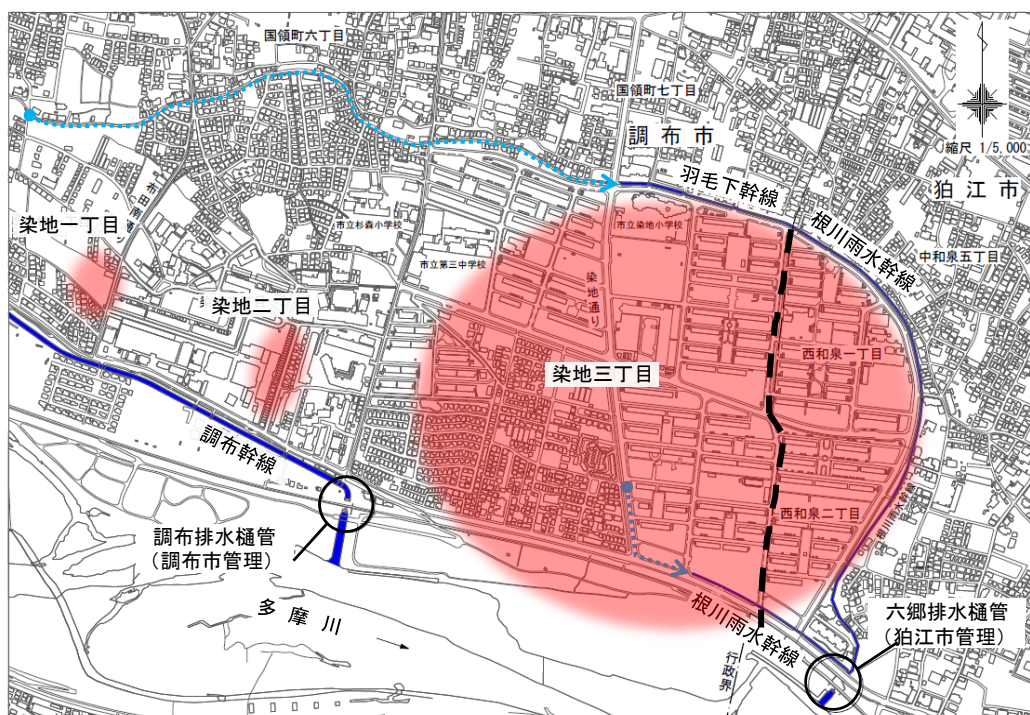
年 月 日	時 間	時間別降雨量 (mm) ※1	累計雨量 (mm)	多摩川石原水位 (m) ※2
令和元年 10 月 13 日 (日)	0 : 00	0.0	256.0	5.79
	1 : 00	0.0	256.0	5.47
	2 : 00	0.0	256.0	5.21
	3 : 00	0.0	256.0	4.88
	4 : 00	0.0	256.0	4.62

※1 時間別降雨量：調布市役所雨量計データによるもの（時間は、表示している時間の前 1 時間のデータである。12 : 00 と表示のあるものは、11 : 00 から 12 : 00 までの 1 時間となる）

※2 多摩川石原水位：国土交通省が観測している多摩川の水位で、調布市多摩川 3 丁目（多摩川原橋下流約 200m）の水位である。氾濫注意及び避難判断水位が 4.30m、氾濫危険水位が 4.90m となっている。

・設置場所

また、狛江市の管理となるが、狛江市中和泉4丁目地先の根川雨水幹線最下流に「**六郷排水樋管**」がある。この根川雨水幹線は布田6丁目の調布郷土博物館分室南側の羽毛下を起点とする雨水幹線で、調布市と狛江市の行政境で名称が羽毛下幹線から根川雨水幹線へ変わる（流域面積約260haの内、約95%が調布市域となっている）。



・役割

多摩川の水位が上昇した際、樋管を閉め多摩川の水が市内に逆流するのを防ぐための施設。但し、流域内に降雨が認められる場合は、それによって滞水するため、樋管を閉めることでかえって水害を引き起こしてしまう恐れがある。

・排水樋管の操作について

表－２ 台風１９号 当日の樋管操作状況（六郷排水樋管を含む）

調布排水樋管	日時	対応状況
	10月12日 11：20頃	樋管水位3.5mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
	13：00頃	樋管水位4.7mを確認。 調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。
	15：00頃	調布幹線から多摩川への流れが確認できたため、開放を継続した。 水位計の上限水位（5m）を超えていたため、水位は不明。
	18：20頃	調布幹線の水位があと10センチ程度の余裕があることを確認、越水・逆流はなかったため、開放を継続した。
	22：20頃	樋管水位を確認 越水・逆流はなし。 なお、22：50の多摩川最高水位の際も越水・逆流はなし。

六郷排水樋管（狛江市対応）	日時	対応状況（狛江市資料から引用）
	10月12日 12：00	職員が樋管に常駐を開始。降雨があり、多摩川への流れがあったため、開門のままとした。
	15：10	消防団に待機を依頼。
	16：00	常設ポンプ及び消防団ポンプ車にて排水作業開始。根川から多摩川への流れが確認できたため、樋管は閉めていない。
	18：00	六郷さくら通りの冠水範囲が広がっていること消防団のポンプ車が増えたことにより、樋管を一旦閉め排水作業を行う。
	18：20	冠水範囲がさらに広がったため、樋管を開け排水作業を継続。
	19：30	石原の水位観測所水位が6mを超えたため、安全を考慮して職員は退避。引き続き降雨が見込まれたこと、多摩川への流れが確認できたことにより、開門のままとした。
	23：00	市内の雨が小康状態となったため、閉門し常設ポンプにて排水を開始。その後多摩川の水位を監視しながら開門した。
	10月13日 2：50	冠水解消

(4) 今後の対策について

- ①浸水対策として、聞き取り調査及び測量を行い全体を把握。
- ②狛江市と連携した、根川雨水幹線や調布幹線の水位や状況などをホームページ等で確認できる水位計・監視カメラの設置検討、浸水シミュレーションの検討。

今回の台風では多くの自治体で調布市と同じような浸水被害があったため、国土交通省に多摩川流域の各自治体と共に、今後の多摩川自体の抜本対策等について検討することを求めることが必要であるものと考えている。

登 録 番 号
(刊行物番号)

2 0 1 9 - 1 7 8

令和元年台風第19号に係る調布市議会
災害対策支援本部活動等報告書

令和2年1月発行

発行 調布市議会事務局

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

Tel 042-481-7294

Fax 042-481-5119

印刷 庁内印刷

検証の振り返りと本日の協議内容

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

1月29日の協議

① 3・8条
陳情提出者説明について会派
の意見・質疑
会派持ち帰り・継続協議

② 5・12条
災害対策を含むオンラインに
ついて会派の意見・質疑
会派持ち帰り・継続協議

本日の協議

① 3・8条
陳情提出者説明について
会派の意見・質疑

② 5・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 災害に関する項目 ※1
会派の意見・質疑
イ 例規の整備を含むオンライン
会議の協議に関する項目 ※2
会派の意見・質疑

- ※1 災害対応
- ・ 平時/議会中
 - ・ 初動～応急復旧/復興
(どこをオンライン化)
 - ・ 調布市議会災害対策支援本部要綱
 - ・ 過去の災害対応の課題
 - ・ フローやマニュアル等

- ※2 オンライン会議
- ・ 対象の会議
 - ・ 定義/条件
 - ・ 例規の整備 (改正)

③ 19条
ハラスメント研修の振り返りを含
む今後の検証
会派の意見・質疑



第5条 オンラインに関するもの・第12条 災害対策に関するもの

検討課題・手順

災害対策に関すること

- 1 オンラインを含め、何を・いつ・どのように実施するのか
「調布市議会災害対策支援本部要綱」策定済
「災害時行動マニュアル」・「フローチャート」などの整備

オンライン

(オンライン会議のテストを実施)

会議に関すること

傍聴 あり・なし
中継 あり・なし

例規の整備を含むオンライン会議の協議
(いつ・どこまでの会議を想定するかを検討)

- 1 **災害時に限り**実施を検討
 - (1) 会議体の検討
 - (2) 要件の検討(大規模な災害等の発生等または重大な感染症の蔓延により委員等の参集が困難な場合)
 - (3) 例規の整備
- 2 **平時も含み**実施を検討
 - (1) 会議体の検討
 - (2) 要件の検討(災害時の要件に加え、育児・介護その他のやむを得ない事由により、委員の参集が困難な場合)
 - (3) 例規の整備

第5条 オンラインに関するもの・第12条 災害対策に関するもの

※災害時などに、オンラインを活用し会議等を継続して開催できるようにするための対応について

対象会議等の名称	根拠例規	傍聴	中継	記録	使用機器	要検討例規等
調布市議会災害対策支援本部	調布市議会災害対策支援本部要綱				タブレット端末 (大型ディスプレイ等)	災害対策支援本部要綱 タブレット型端末機等使用基準
市民への議会報告実行委員会	市民への議会報告実行委員会要領				同上	実行委員会要領
幹事長会議	先例・申合せ事項			○	同上	先例・申合せ事項
広報委員会	調布市議会会議規則 調布市議会広報委員会要綱	○		○	同上	会議規則 広報委員会要綱
全員協議会	調布市議会会議規則 調布市議会全員協議会要綱	○	○	○	タブレット端末 インターネット中継機器等	会議規則 全員協議会要綱
常任委員会 特別委員会 議会運営委員会	調布市議会委員会条例 調布市議会会議規則	○	○	○	同上	委員会条例 会議規則
本会議（一般質問）	調布市議会会議規則	○	○	○	同上	会議規則

新 旧 対 照 表

○調布市議会における先例・申し合わせ事項

(下線部分は改正部分)

新	旧
調布市議会における先例・申し合わせ事項	調布市議会における先例・申し合わせ事項
改正 令和 年 月 ※次回改正月	改正 令和5年9月
請 願 ・ 陳 情 4 請願・陳情の提出者説明 ○ 請願・陳情提出者から説明を希望する申し出があった場合、説明は委員会開催前の準備日に、付託委員会が行うことを例とする。 なお、説明の可否の判断が必要と思われる場合は、委員会協議会を開催し協議する。 ＜令和2年11月5日議会運営委員会決定＞ 説明は、委員会条例に規定する参考人制度によらない非公式な運用で実施することを例とする。 ＜平成24年4月5日議会改革会議合意＞ <u>請願・陳情の提出者説明は、提出者（提出者が複数の場合、代表者）又は提出者から委任を受けた代理人が行うものとし、人数は3人までとする。説明時間は、請願・陳情1件につき、原則5分以内とし、委員の質疑の時間はこれに含まない。</u> <u>＜平成24年8月3日幹事長会議合意、令和6年2月22日議会運営委員会決定＞</u> ○ 同一趣旨とされる陳情が複数提出された際の提出者説明については、先着順として提出者説明を希望した3件（辞退者が出た場合は次の方に移る）について受け付けること、説明者は1件につき3人（随行者2人を含む）までとし、説明時間は1件につき5分以内とする。 ＜平成28年2月22日議会運営委員会決定＞	請 願 ・ 陳 情 4 請願・陳情の提出者説明 ○ 請願・陳情提出者から説明を希望する申し出があった場合、説明は委員会開催前の準備日に、付託委員会が行うことを例とする。 なお、説明の可否の判断が必要と思われる場合は、委員会協議会を開催し協議する。 ＜令和2年11月5日議会運営委員会決定＞ 説明は、委員会条例に規定する参考人制度によらない非公式な運用で実施することを例とする。 ＜平成24年4月5日議会改革会議合意＞ _____ _____ _____ _____ _____ ○ 同一趣旨とされる陳情が複数提出された際の提出者説明については、先着順として提出者説明を希望した3件（辞退者が出た場合は次の方に移る）について受け付けること、説明者は1件につき3名（随行者2名を含む）までとし、説明時間は1件につき5分以内とする。 ＜平成28年2月22日議会運営委員会決定＞

新	旧
そ の 他 ○ <u>本会議，委員会等</u>に出席する議員は，<u>議会の品位を保つ服装をするものとする。</u> <u>なお，議会は，毎年4月1日から10月31日までをクールビズ期間とし，この期間に，</u>本会議，委員会等に出席する議員は，平成23年6月13日幹事長会議の申し合わせに準じ，<u>ノー上着，ノーネクタイにワイシャツを着用することができる。</u> _____ <令和5年8月10日議会運営委員会決定> <令和6年 月 日議会運営委員会決定>	そ の 他 ○ _____ <u>調布市が実施するクールビズ期間において</u> _____本会議，委員会等に出席する議員は，平成23年6月13日幹事長会議の申し合わせに準じ，<u>議会の品位を保つ服装として，男性は，ノー上着，ノーネクタイにワイシャツを着用するものとし，女性は，議会にふさわしい服装を着用するものとする。</u> <令和5年8月10日議会運営委員会決定>

検証の振り返りと本日の協議内容

条文	項目
3・8条	広報・広聴に関するもの
	議会報告会の開催に関するもの
	陳情提出者説明に関するもの
5条	オンラインに関するもの
	議会運営に関するもの
12条	災害対策に関するもの
19条	地方自治法改正に関するもの
	政治倫理に関するもの

2月22日の協議

① 3・8条
陳情提出者説明について
説明時間について確認
記録については継続協議

② 5・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 災害に関する項目
マニュアル等の整備を検討
会派持ち帰り・継続協議
イ 例規の整備を含むオンライン
会議の協議に関する項目
例規をどこまで整備するか
会派持ち帰り・継続協議

③ 19条
ア ハラスメントの例規の整備について
会派持ち帰り・継続協議
イ ハラスメント研修について
今後の研修について議長へ依頼

本日の協議

① 5・12条
災害対策を含むオンラインについて
ア 災害に関する項目
☞ **先進事例について会派の意見・協議**
マニュアルについて

イ 例規の整備を含むオンライン会議について
☞ **例規の整備について協議**

② 19条
ア ハラスメントの例規の整備について
☞ **会派の意見・協議**

イ SNSの発信について
☞ **会派の意見・協議**



浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル

●基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら、浜松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務を総括する。
- (3) 議員は、(1)のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域等における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 議員は、市当局の災害対応の妨げとならないよう、個別の要請は避け、必要に応じて、議長を通じ災害対策本部へ要請する。

●大規模災害が発生したときの対応行動

※大規模災害とは

- ・南海トラフ地震が発生したとき

※南海トラフの想定震源域またはその周辺で地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときを含む

1 初期対応期：初動態勢（発災後 24 時間以内）

- (1) 議長及び副議長は、速やかに登庁するものとする。

※議長及び副議長がともに登庁できない場合、下記の優先順により、大規模災害対応における議長の職務を代理する。

- 1 議会運営委員会委員長
- 2 危機管理・交通政策特別委員会委員長
- 3 常任委員会委員長（①総務、②厚生保健、③環境経済、④建設消防、⑤市民文教）

- (2) 議員は、その安否を議会事務局に連絡すること。

これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡すること。

議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

- ・ LINE WORKS
- ・ 電子メール gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・ 電話 053-457-2505（議会事務局 議会総務課）
- ・ FAX 050-3730-5218（議会事務局）

- (3) 議員は、それぞれの地域等において活動すること。

- (4) 議員は、常にその居所または連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡体制を確立すること。

- (5) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供すること。

情報の伝達方法は、LINE WORKS または電子メールによるものとする。

- (6) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

※ 本会議（または委員会）開会中における対応

- ・議長（または委員長）は、非常の事態により会議（または委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩または延会（または散会）を宣告することができる。
- ・議場（または委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（または委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。
- ・議長（または委員長）は、災害が発生した場合、または、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。

2 中期：応急態勢（発災後おおよそ1週間以内）

- (1) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報収集等を行うこと。
- (3) 議員は、各地域における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行うこと。これを受け、議長は、必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、危機管理・交通政策特別委員長に危機管理・交通政策特別委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。

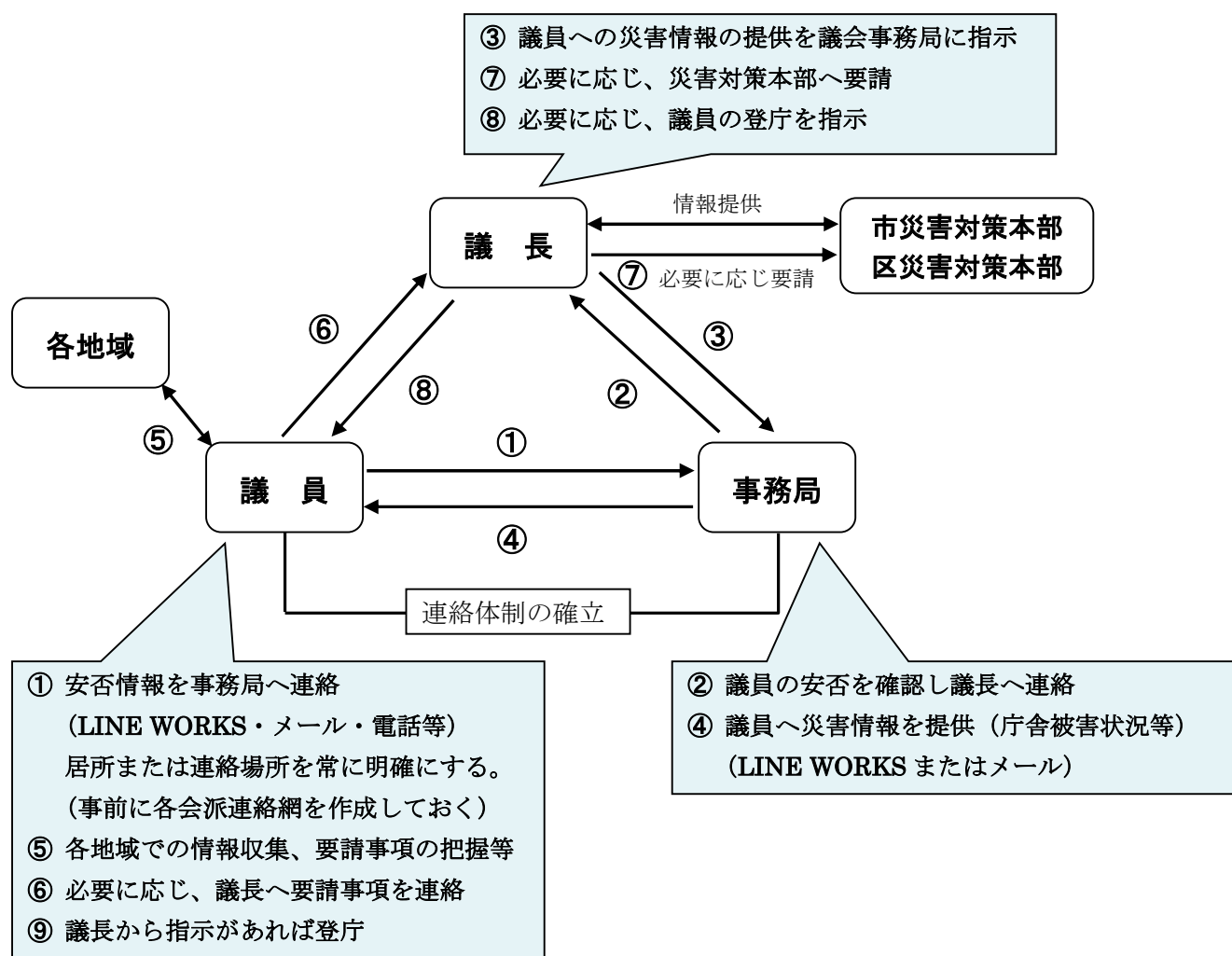
3 後期：復旧態勢（発災後おおよそ1週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会を招集請求し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各地域において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

4 その他

- ・このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）



議員から議会事務局への連絡は、以下のいずれかの方法による

- ・ LINE WORKS
- ・ 電子メール gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- ・ 電話 053-457-2505 (議会事務局 議会総務課)
- ・ FAX 050-3730-5218 (議会事務局)